

## 第 5 部



災害応急・復旧対策計画  
(風水害編)

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第5部 災害応急・復旧対策計画(風水害)

<b>第1章</b>	<b>初動態勢</b> .....	<b>509</b>
第1節	板橋区水防本部の組織・運営 .....	510
第2節	板橋区災害対策本部の組織・運営 .....	516
第3節	区職員の初動態勢 .....	520
第4節	救助・救急対策 .....	523
第5節	応援協力・派遣要請 .....	525
第6節	防災機関の活動体制 .....	525
第7節	ボランティア等との連携・協働 .....	525
<b>第2章</b>	<b>情報の収集・伝達</b> .....	<b>526</b>
第1節	情報連絡体制 .....	526
第2節	災害予警報等の伝達 .....	529
第3節	被害状況等の報告体制 .....	535
第4節	災害時の広報及び広聴活動 .....	537
<b>第3章</b>	<b>水防対策</b> .....	<b>542</b>
第1節	水防情報 .....	544
第2節	水防機関の活動 .....	556
<b>第4章</b>	<b>雪害対策</b> .....	<b>559</b>
第1節	雪害に対する備え及び啓発 .....	559
第2節	凍雪害対策の組織及び体制 .....	560
第3節	除雪活動計画 .....	564
第4節	除雪指定道路 .....	565
第5節	大規模な雪害への対応 .....	565
<b>第5章</b>	<b>警備・交通規制</b> .....	<b>566</b>
第1節	警備活動 .....	566
第1	警備体制 .....	566
第2	警備活動 .....	566
第3	その他 .....	566
第2節	交通規制 .....	567
第1	交通情報の収集と交通統制 .....	567
第2	交通規制 .....	567
第3	車両検問 .....	567
第4	その他 .....	567
<b>第6章</b>	<b>医療救護・保健等対策</b> .....	<b>568</b>
<b>第7章</b>	<b>避難者対策</b> .....	<b>571</b>
第1節	避難体制の整備 .....	574
第2節	避難指示等の判断・伝達 .....	577
第3節	避難誘導 .....	584
第4節	避難所の開設・運営 .....	588

第5節	動物救護.....	588
第6節	車中泊.....	588
第7節	ボランティアの受入れ.....	588
第8節	被災者の他地区への移送.....	588
第9節	要配慮者の安全確保.....	589
第10節	広域避難.....	593
第11節	自主避難対策.....	597
第12節	帰宅困難者対策.....	597
<b>第8章</b>	<b>物流・備蓄・輸送対策.....</b>	<b>598</b>
<b>第9章</b>	<b>ライフライン施設の応急・復旧対策.....</b>	<b>599</b>
第1節	水道施設（都水道局 北部支所、板橋営業所）.....	600
第1	活動態勢.....	600
第2	応急対策.....	601
第3	復旧対策.....	601
第2節	下水道施設（都下水道局 西部第二下水道事務所）.....	603
第1	災害時の活動態勢.....	603
第2	応急対策.....	603
第3	下水道施設の復旧計画.....	604
第3節	電気施設（東京電力グループ）.....	605
第1	活動態勢.....	605
第2	応急対策.....	605
第3	復旧対策.....	606
第4節	ガス施設（東京ガスグループ）.....	607
第1	活動態勢.....	607
第2	応急対策.....	607
第3	復旧対策.....	607
第5節	通信施設.....	608
第1	活動態勢.....	608
第2	応急対策.....	608
第3	復旧対策.....	608
<b>第10章</b>	<b>公共施設等の応急・復旧対策.....</b>	<b>609</b>
第1節	公共土木施設等.....	609
第1	道路・橋りょう.....	609
第2	河川及び内水排除施設.....	610
第3	急傾斜地崩壊防止施設.....	611
第2節	鉄道施設.....	612
第1	運行基準.....	612
第2	災害時の応急措置.....	612
第3	事故発生時の救護活動.....	612
第4	浸水時等の対応.....	612

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第5	復旧対策.....	612
第3節	社会公共施設等.....	613
第1	各医療機関.....	613
第2	社会福祉施設等.....	613
第3	学校施設.....	613
第4	文化施設・社会教育施設・集会施設.....	614
第11章	<b>ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b> .....	<b>615</b>
第1節	ごみ処理.....	615
第2節	トイレの確保及びし尿処理.....	615
第3節	障害物の除去.....	616
第1	住居関係障害物の除去.....	616
第2	道路関係障害物の除去.....	616
第3	河川・港湾関係障害物の除去.....	616
第4節	災害廃棄物処理.....	617
第12章	<b>応急生活対策</b> .....	<b>618</b>
第13章	<b>災害救助法の適用</b> .....	<b>619</b>
第14章	<b>激甚災害の指定</b> .....	<b>620</b>

## 第1章 初動態勢

### 非常配備態勢の種別及び動員態勢

情報・・・情報統括班（危機管理部）

がけ地・・・がけ地対策班（建築指導課）

本部	本部の所管	配備態勢	対応班等				
			情報	土木	がけ地	特別活動員	その他
—	水防対策室※	警戒態勢	△	○	○	×	×
水防本部	水防本部長室	水防本部第一【限定対応】 （短時間豪雨：ゲリラ豪雨）	○	○	○	○	△ （一部）
		水防本部第二 【土砂災害シフト】 （短時間豪雨：小規模台風）	全庁態勢（限定対応＋特命機動班）				
災害対策本部	災害対策本部長室	荒川シフト 第1段階 （大規模水害への警戒： 荒川氾濫・線状降水帯等）	全庁態勢 （災害対策本部における応急業務）				
		荒川シフト 第2段階 （大規模水害のおそれ、又は災 害救助法の適用）	全庁態勢 （災害対策本部における応急＋復旧業務）				

※水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。

指揮下には土木部各課、南部及び北部土木サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。

なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第1節 板橋区水防本部の組織・運営

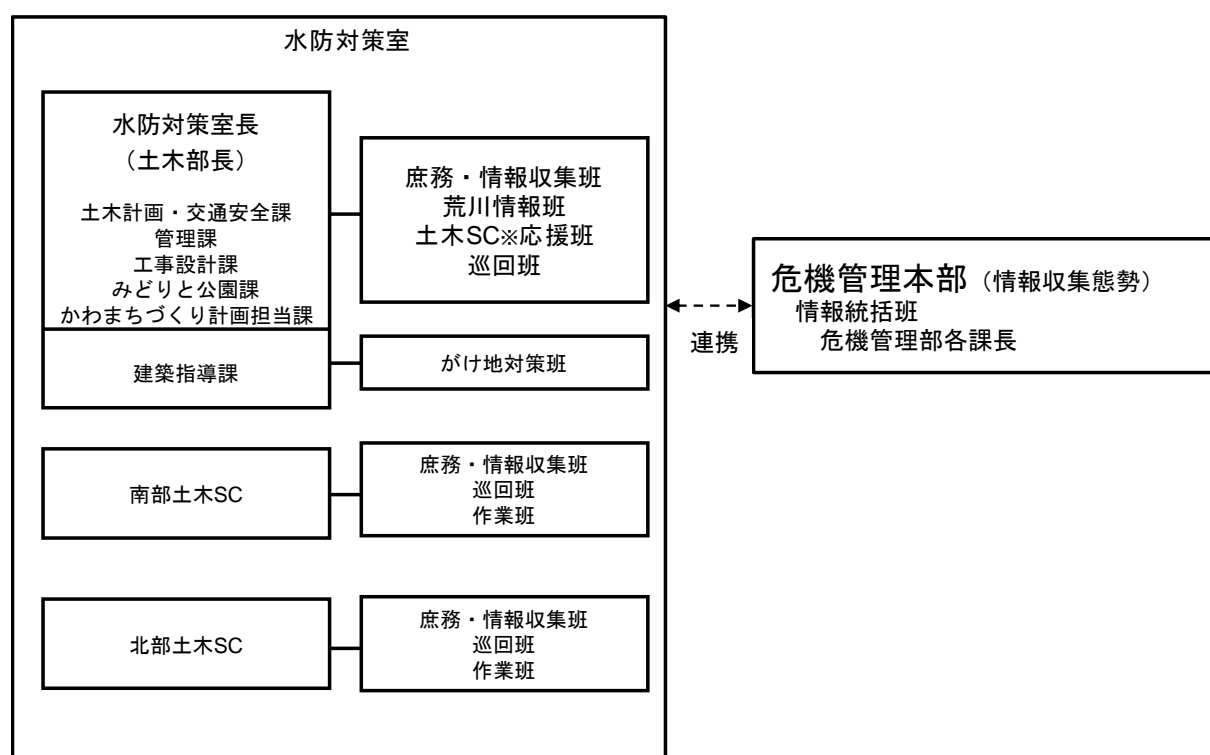
台風、暴風、豪雨等による風水害に対処するための水防本部の非常配備態勢は、災害の状況その他により本部長（区長）が必要と認める態勢をとるものとする。

1 水防対策室

警戒態勢：気象庁の警報（暴風、大雨、洪水のいずれか）、荒川の水防警報（水防団待機水位）等が発せられたときには、土木部長は警戒態勢（水防本部の設置に至らない態勢）として水防対策室を設け、道路パトロール等、警戒の任に当たる。

(1) 警戒態勢

ア 組織体制



※土木SC=土木サービスセンター

イ 組織構成及び役割分担

警戒体制／水防対策室

種別	班	業務内容	担当
水防対策室	土木班	1 職員の待機及び出動指令に関する事 2 水防対策室設置及び解除に関する事 3 危機管理本部との連絡調整に関する事 4 水防対策室内各班、庁内各部及び防災関係機関との連絡調整に関する事 5 災害対策本部の設置要請に関する事 6 道路のパトロールに関する事 7 現場対応に関する事	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課
	がけ地対策班	被害箇所（おそれを含む。）の調査及び対応に関する事	建築指導課
情報収集連絡体制	情報統括班	1 災害情報の整理に関する事 2 水防対策室との連絡調整に関する事	危機管理部各課

※ 土木班 土木部内の班の総称をいう。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

2 水防本部

水防対策室が設置されている状態において、被害拡大等が予想される場合は、水防本部が設置される。水防本部の設置基準は、以下の基準による。

(1) 水防本部設置基準

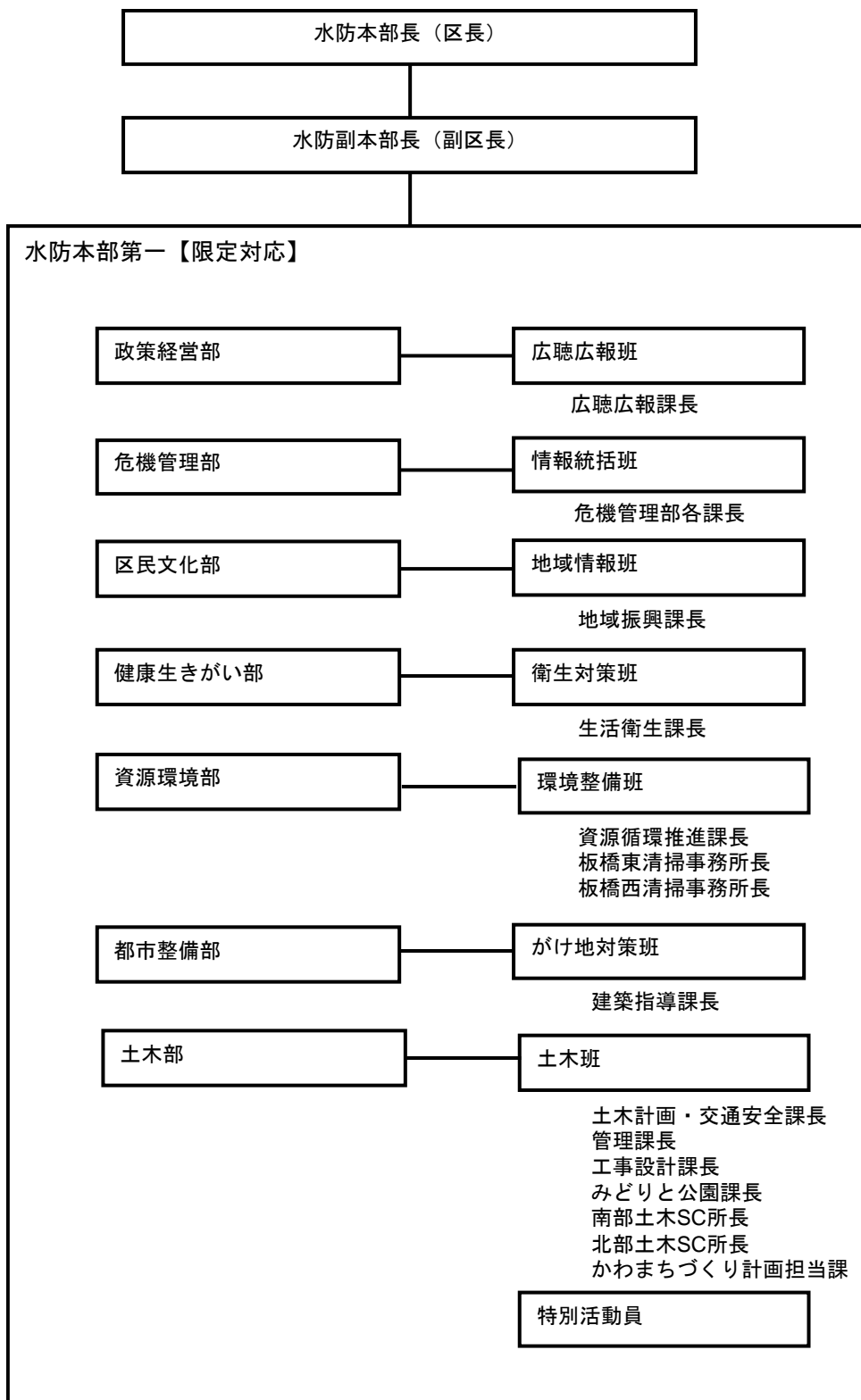
- ア 浸水被害が発生（被害情報が10件程度入り、さらに拡大が予想されるとき）し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき
- イ 危機管理部長、土木部長、危機管理部各課長、土木計画・交通安全課長で協議し、区長の指示で設置するとき
- ウ 区長が設置を必要と判断し、指示したとき

(2) 水防本部の設置を協議する場合

- ア 10分間雨量20mm以上、30分間雨量40mm以上、1時間雨量で60mm以上、3時間以上継続して時間雨量50mmを超えた場合
- イ 石神井川、白子川、新河岸川のいずれかの水位が桁下から240cmになった場合
- ウ 荒川洪水予報で基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、氾濫注意報が発表された場合
- エ 台風の上陸が予想され、大きな被害が発生することが予想される場合
- オ 板橋区を含む地域に土砂災害警戒情報が発令され、今後被害が発生することが予想される場合
- カ 板橋区気象観測システムにより、強雨予告が発令された場合

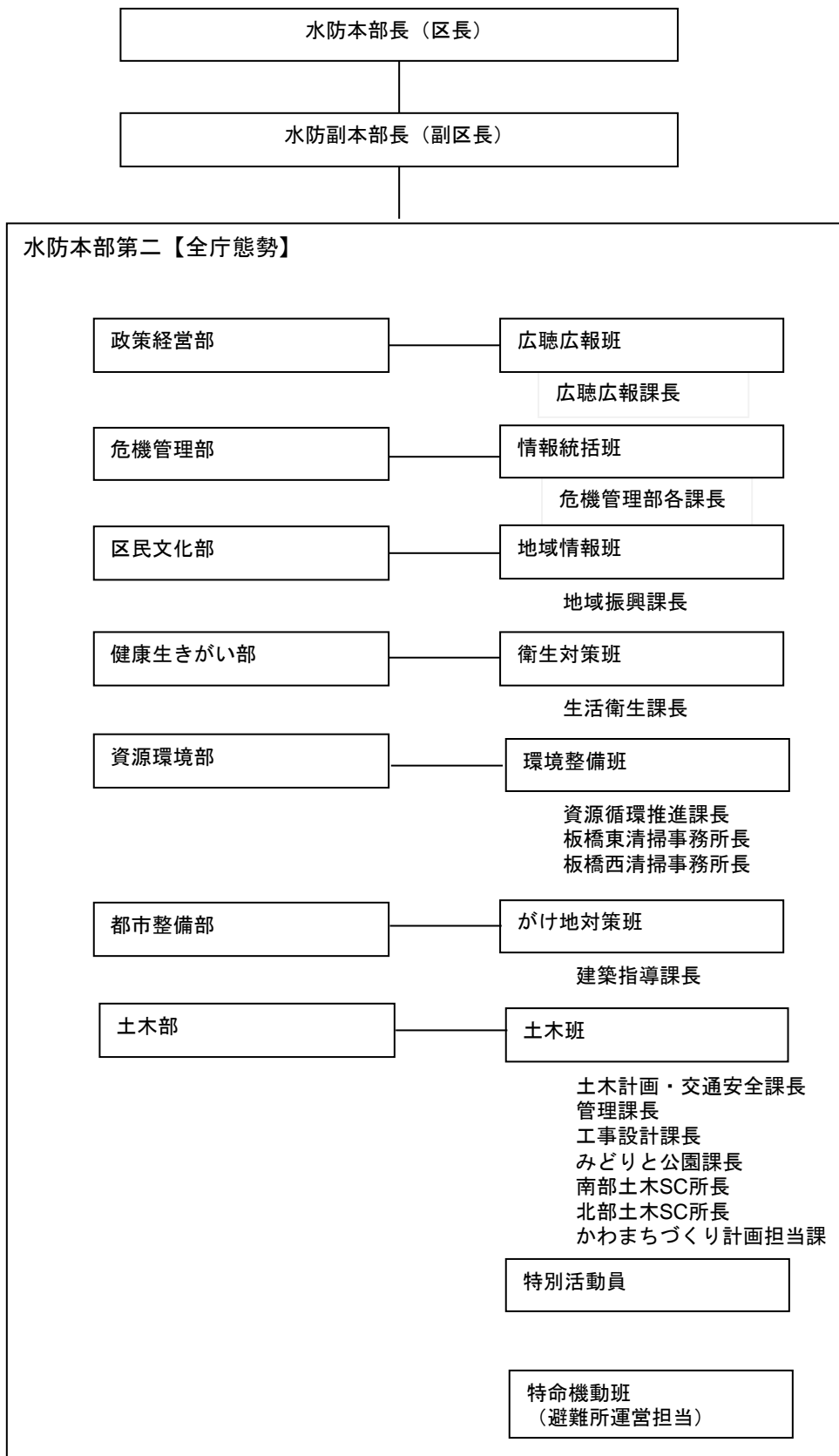
(3) 組織体制

ア 水防本部第一【限定対応】





イ 水防本部第二【全庁態勢】



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1章 初動態勢

第1節 板橋区水防本部の組織・運営

(4) 組織構成及び役割分担

水防本部

種別	班	業務内容	担当
水防本部 第一・第二	情報統括班	1 職員の待機及び出動指令に関する こと。 2 水防本部設置及び解除に関する こと。 3 水防本部内各班、庁内各部及び防 災関係機関との連絡調整に関する こと。 4 状況に応じ、特別活動員（地域 班、情報隊、避難所隊等）の出動 要請に関すること。 5 災害情報の整理の総括に関する こと。 6 避難対策、高齢者等避難・避難指 示の協議に関すること。 7 小・中学校、集会室等の開放、避 難所の開設の総括に関すること。 8 必要な班（特命機動班）を臨時に 編成すること。 9 災害対策本部の設置に関する こと。 10 り災証明書の発行の総括に関する こと。 11 見舞金の支給に関すること。	危機管理部各課
	広聴広報班	1 報道機関の取材対応に関する こと。 2 報道発表に関すること。 3 「広報いたばし」、ホームページ 等広報手段による区民への情報提 供に関すること。 4 広聴事案の対応に関すること。	広聴広報課
	衛生対策班	被災した家屋、道路等の消毒に関 すること。	生活衛生課

種別	班	業務内容	担当
水防本部 第一・第二	環境整備班	浸水被害によるごみの収集に関する こと。	資源循環推進課 板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所
	地域情報班	1 集会室等の開放に関する こと。 2 被害状況の把握に関する こと。 3 地域班の動員に関する こと。	地域振興課 地域センター
		罹災証明書の発行に関する こと。	戸籍住民課 区民事務所
	特別活動員	1 特別活動員の任務 2 特命事項に関する こと。	指定された特別活動員
	特命機動班	特命事項に関する こと。	指定された部・課・隊・ 職員
	土木班	1 風水被害の対応に関する こと。 2 情報統括班との連絡調整に 関すること。 3 災害情報の整理に関する こと。	土木計画・交通安全課 管理課 工事設計課 みどりと公園課 南部土木サービスセンター 北部土木サービスセンター かわまちづくり計画担当課
	がけ地 対策班	被害箇所（おそれを含む。）の調査 及び対応に関する こと。	建築指導課

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(5) 本部及び動員態勢

本部	本部の所管	配備態勢
—	水防対策室	警戒態勢
水防本部	水防本部長室	水防本部第一
		水防本部第二
災害対策本部	災害対策本部長室	荒川シフト

## 第2節 板橋区災害対策本部の組織・運営

### 1 板橋区災害対策本部の分掌事務等

第2部第1章第2節第2のとおり。

### 2 板橋区災害対策本部の設置等

区長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、次の場合に本部長の指示又は通知等により区災対本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### (1) 設置

ア 区の区域に災害救助法施行令第1条の基準に達する程度（板橋区の場合は150世帯以上の数が滅失）の災害の発生、又は発生するおそれがある場合

■参照

第3部第13章第5節 災害救助法の適用基準

イ 板橋区内に避難指示の発令を決定した場合

ウ 上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合

エ 板橋区を含む地域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合

オ 区内全域に重大な風水害の発生又は発生するおそれのある場合

#### (2) 通知

ア 危機管理部長は、区災対本部が設置された時は、次に掲げる者のうち必要と認めた者に区災対本部を設置したことを通知する。

(ア) 各部部長

(イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 都知事（都総務局総合防災部）

(エ) 隣接地方公共団体、地方行政機関等関係機関

イ 各部部長は区災対本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

#### (3) 掲示

区災対本部が設置された場合、区本庁舎4階防災センター、又は適当な場所に「板橋区災害対策本部」の標示を行う。

#### (4) 災害対策本部の廃止

ア 本部長は区の地域において、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認めたときは、区災対本部を廃止する。

イ 区災対本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

### 3 板橋区災害対策本部の運営

#### (1) 本部長室の開設場所

- ア 本部長室は、原則として区本庁舎4階防災センターに開設する。本部が設置されたときは、危機管理部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。
- イ 赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設として整備している。

#### (2) 本部長への措置状況などの報告

本部員・本部員付連絡員は次の事項について、速やかに本部長に対し報告をしなければならない。

- ア 調査把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
- エ 本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項

#### (3) 災害対策本部会議の招集

- ア 本部長は、本部の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議（以下この章において「本部会議」という）を招集する。なお、第1回の本部会議は、発災後2時間以内に行う。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ウ 本部員付連絡員は、本部員と災対各部との連絡調整、本部員の指示の伝達にあたる。
- エ 本部長は、必要があると認めるときは、区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、本部長室の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を要請できる。  
(参考：災害対策基本法第23条の2第3項)

■参照（別冊「資料編」）  
資料 4.1.1 区有施設利用計画  
資料 4.1.2 本庁舎内会議室等利用計画

### 4 職員の配置

対象者	配置基準
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 非常配備の命令を受けたときには、直ちに災対各部に参集しなければならない。</li> <li>イ あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に従事すべき職員を、東京都板橋区災害対策本部条例施行規則第6条第3項の規定に基づく本部の職員として指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。</li> <li>ウ 非常配備の命令を受けたときには、直ちに次の措置を執らなければならない。 (ア) 職員を所定の部署に配置する。 (イ) 職員の安否確認を行うとともに、参集状況を把握する。</li> </ul>

第1章 初動態勢

第2節 板橋区災害対策本部の組織・運営

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

対象者		配置基準	
本部員		(ウ) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。	
	エ	災害時に職員の安否状況を確認するとともに参集状況を把握するため、あらかじめ、継送表を整備するとともに、防災メール配信システムの活用を図る。	
	オ	災対総務部長は、必要により自己の所掌事務のうち、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管の職員が属する班の事務を、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管に代行させることができる。	
	カ	平素から次の措置を執らなければならない。 (ア) 職員に災害時に取らなければならない活動を周知徹底する。 (イ) 職員に対して訓練を実施する。 (ウ) 災害時に行う指示のうち、事前命令可能なものを周知し、徹底する。	
本部員付連絡員	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。	
	イ	各班の災害応急活動の指示を行い、本部に向かう。	
	ウ	本部員を補佐し、部内の活動内容を把握し、各部が効果的な活動を行えるよう調整する。	
各部指揮要員	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。	
	イ	各班の災害応急活動の指揮にあたる。	
第1非常配備員	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。	
	イ	各部指揮要員等の管理職を補佐し、各庁舎、施設の被害状況の把握及び安全確保に努める。	
特別活動員	地域班	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された地域センターに参集しなければならない。
		イ	町会・自治会・住民防災組織等と災対区民文化部との連絡調整、避難行動要支援者の安否確認、避難所隊の補助、被害状況調査、り災調査、特命事項等に関する業務に従事するものとする。
	情報隊	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに防災センターに参集しなければならない。
	イ	情報の収集、伝達に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。	
特別活動員	避難所隊	ア	配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。
		イ	参集後は避難所長や地域の方、学校教職員等と協力し、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。
	一時滞在施設班	ア	非常配備の命令を受けたときは、直ちに指定された一時滞在施設に参集しなければならない。
	イ	一時滞在施設班は施設長の指揮のもと、帰宅困難者に関する情報の収集、交通情報等の各種情報やトイレ・水・毛布・非常食の提供など、帰宅困難者対策に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。	
	緊急医療救護班	ア	非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された緊

対象者	配置基準
	急医療救護所に参集しなければならない。 イ 参集後は、医療関係者と連携し、板橋区医師会等が実施するトリアージ等の医療活動を支援する業務に従事するものとする。
特命機動班	ア 指定を受けた場合は、特命事項に関する業務に従事するものとする。 ※ 特命内容を括弧書きで付記する。 例 特命機動班（避難所運営担当）
その他の職員（教職員を含む。）	ア 配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場等に参集しなければならない。 イ 各部・班の災害活動業務及び災害時に特に重要な業務継続等に従事するものとする。

【本部長室その他職員の構成員及び職務】

第2部第1章第2節第2「板橋区災害対策本部の役割」のとおり

【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の庶務代理】

第2部第1章第2節第2「板橋区災害対策本部の役割」のとおり

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第3節 区職員の初動態勢

### 1 区職員の配備態勢

#### (1) 参集時の留意事項

##### ア 事前の習熟

職員は、事前に定められた配備態勢、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

##### イ 災害情報の収集

職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴や防災行政無線等により、自ら工夫して災害の状況、配備態勢を知るよう努める。

##### ウ 参集経路の確認

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、バイク、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。参集場所が浸水又は浸水のおそれがある場合は、近隣の安全な区施設を参集場所と定めそこに参集する。

##### エ 安全の確保

参集にあたっては天候に留意し、参集途上に被災することがないように注意する。

##### オ 服装及び携行品

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食糧及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

##### カ 参集途上の措置

参集途上において被害、人身事故等に遭遇したときは、消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な範囲で適切な措置をとること。

##### キ 被害状況の報告

職員は、参集途上に可能な限り次の項目を把握し、写真に記録する。参集後、参集場所の活動班の長に報告し、長は部を経由して本部の災対情報統括班に報告する。

- ・家屋等の倒壊、被災箇所（概要）
- ・安全に通行できる個所（状況）
- ・避難所（小中学校）、地域センター等の区施設その周辺の状況（避難者、帰宅困難者の状況）
- ・住民の動向
- ・電気・ガス・水道等ライフラインの状況

#### (2) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡（職員参集安否確認システムによる報告も可能）し、以後の指示を受ける。

	想定する職員	参集の要否等
A	長期療養中の職員	全て免除
B	妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員	全て免除
C	介護休業を取得している職員	全部休業
		全て免除



		一部休業	他に託せる状況ができるまで免除
D	養育中の幼児・児童・避難行動要支援者がいる職員で、他に預けることができない職員		他に託せる状況ができるまで免除
E	家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員		他に託せる状況ができるまで免除
F	自身が負傷した職員		骨折等により入院・自宅療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集
G	自宅が床上浸水相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員		状況が改善するまで免除
H	再任用短時間職員、会計年度任用職員		本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。

※ 自宅付近において救出や救助、救護の要請がある場合は、人道的に人命優先を考える必要がある。対応をする余裕がない場合は、必ず消防署や警察署に要請する旨を要請者に対して伝えた上で、参集する。

※ 年次有給休暇を申請中の職員は、原則、時季変更により、参集する（遠方への出張者・旅行者等は身の安全確保と交通機関の状況等を確認し参集）。

## 2 職員の服務

(1) 職員は次の事項を遵守しなければならない。

ア 平常時

- (ア) 常に災害に関する情報に注意すること。
- (イ) 平素から本部、所属職場からの指示に注意すること。

イ 非常配備態勢が発せられたとき

- (ア) 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- (イ) 正規の勤務時間が終了しても、本部長の指示があるまで退庁しないこと。
- (ウ) 発令された非常配備態勢に該当しないときは、勤務場所を離れている場合、若しくは退庁後においても常に所在を明らかにし、進んで所属職場と連絡をとること。
- (エ) 非常配備態勢に該当するときは、万難を排して参集すること。

(2) 職員は自らの言動によって、区民に不安を与えて区民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう厳に注意しなければならない。

## 3 夜間・休日等における初動態勢の確保（危機管理本部）

(1) 態勢

- ア 休日又は夜間に災害が発生した場合における災害対策活動の円滑な遂行を確保するため、区本庁舎4階防災センターに危機管理本部を置き、輪番制により警戒態勢を執る。
- イ 危機管理本部員は、職員のうち、参事・専門参事・副参事又は専門副参事の職層にある職

**第1章 初動態勢**  
**第3節 区職員の初動態勢**

---

第1部

員をもって充てる。

ウ 上記イのほか、危機管理連絡員を常時配備し、24時間の監視警戒態勢をとる。

第2部

**(2) 服務**

ア 災害に関する情報の収集・伝達及び記録に関すること。

イ 都及び関係防災機関との連絡に関すること。

ウ 区災対本部等の設置に関すること。

エ 参集した職員の指揮に関すること。

第3部

第4部

**(3) 勤務時間**

第4部第1章第1節 参照

第5部

**4 防災会議委員の災害対策本部への協力**

第4部第1章第1節 参照

第6部

**5 本部の財務**

第4部第1章第1節 参照

第7部

## 第4節 救助・救急対策

### 1 救助・救急活動体制等

機 関 名	内 容
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点をおいて救助活動を行う。</li> <li>○ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。</li> <li>○ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。</li> <li>○ 救出救助に当たっては、都や東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。</li> <li>○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。</li> <li>○ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。</li> <li>○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>

### 2 救助・救急活動体制等

#### (1) 東京消防庁の救助・救急体制

##### ア 救助体制の整備

- 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を運用し、即応体制を強化している。
- 災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。
- 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。
- 災害現場において東京 DMAT と連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

##### イ 救急体制の整備

- 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- 重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- 傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

##### ウ 救助・救急資器材等の整備

- 多種多様な救助・救急事象に対応するため、救助車、資材搬送車、高規格救急車等の整備を図ってきたが、引き続き計画的に消防機動力の整備増強を図る。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

- 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先に、水害地での救助・救急及び消防活動を行うための資器材等の整備増強を図る。
- 現場救護所等における救急活動を充実するため、高度救急資器材、非常用救急資器材等の整備増強を図る。

## (2) 警視庁の救出救助体制

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

## (3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

- 東京消防庁は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行う。
- 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
- 災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

## (4) 都民の救出・救助活動能力の向上

- 東京消防庁は、災害時に、都民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
- 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
- 一定の応急手当技能を有する都民に対してその技能を認定する。

## (5) 事業所の救出・救護活動能力の向上

### ア 救出活動技術の普及啓発

東京消防庁は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。

### イ 応急救護知識の普及及び技術の向上

- 東京消防庁は、火災予防条例第 55 条の 5 に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
- 応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図る。

## 第5節 応援協力・派遣要請

第4部第1章第3節を準用するほか、区は、土木事業者等に対して、区内を2区域（各土木サービスセンター）に区分し、異常降雨等の災害時には分担して水防等の作業に従事するよう要請する。

## 第6節 防災機関の活動体制

区及び都は、風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第7節 ボランティア等との連携・協働

第4部第2章第6節を準用する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

## 第2章 情報の収集・伝達

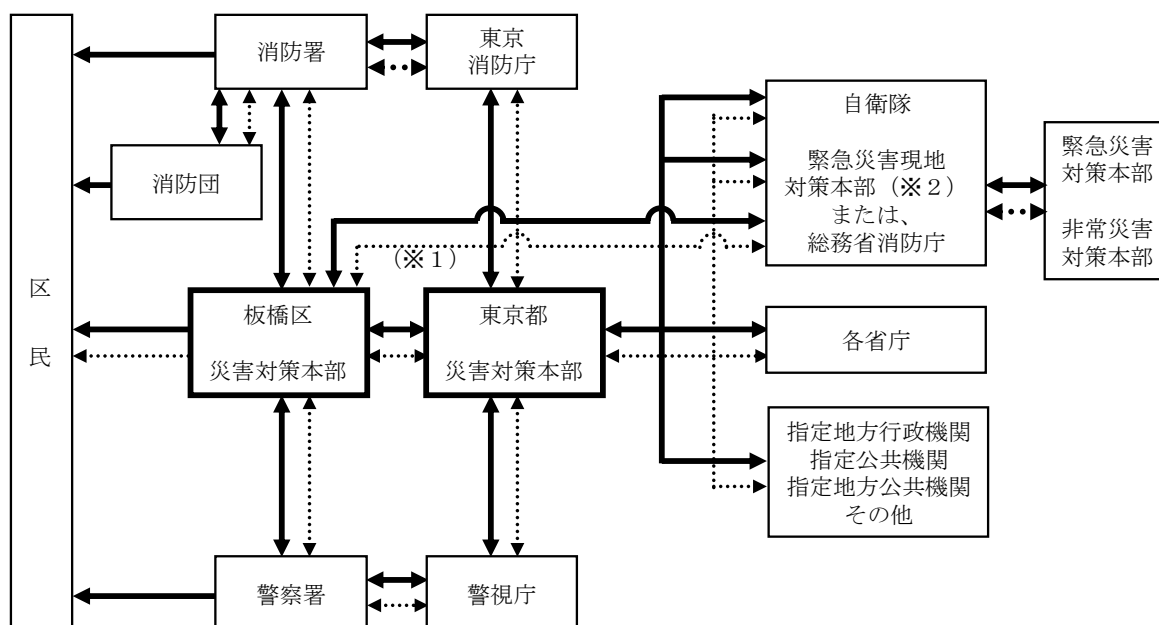
### 第1節 情報連絡体制

#### 1 情報通信連絡体制

##### (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用し、被害状況報告、避難所に関する情報等はシステムを用いる。</li> <li>○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。</li> <li>○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	○ 各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。</li> <li>○ 都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡</li> <li>○ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用し、総務省消防庁をはじめ関係省庁、他府県等と情報連絡を行う。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 消防・救急デジタル無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、本局、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	○ それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信等により通信連絡を行う。

【連絡系統】



※1 災害の状況により都本部に報告できない場合  
※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

有線又は口頭	——
無線	.....

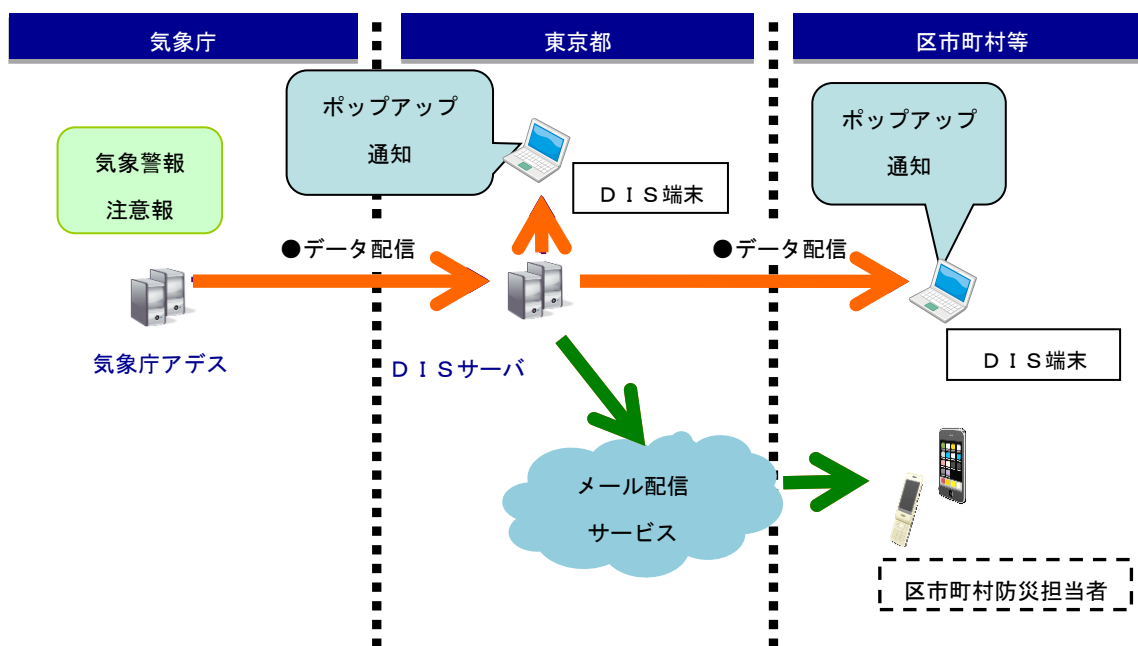
(2) 詳細な取組内容

- 区、都及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区は、夜間、休日を含め、常時、都及び防災機関と通信連絡を開始できるよう必要な人員を配置する。
- 区から都への通信連絡の方法は、原則として、都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合においては、通常の通信連絡に加え、都危機管理監より区長に対しホットライン（携帯電話）による連絡を受ける場合がある。  
 都危機管理監とのホットラインは以下に従って運用する。  
 ア 区長の携帯電話への連絡は、原則として都危機管理監が行う。  
 イ 区長への携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性又は危険度が高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

2 通信施設の整備及び運用

- 区は、都災害情報システムにより、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を端末機から提供を受ける。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報は都で集計処理され、情報の共有化が行われる。
- 都は、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。
- 区は、災害時において特に重要となる避難情報について、Lアラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による情報手段の高度化に努める。

<気象情報提供のイメージ図>



- 区及び建設事務所等は、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 区は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。



## 第2節 災害予警報等の伝達

### 1 情報収集・伝達体制

#### (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。</li> <li>○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等及び区民等に周知する。</li> <li>○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又は NTT から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、区民に周知する。</li> </ul>
NTT東日本 東京北支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報</li> <li>○ 警報の伝達は、メールにより関係機関へ通報</li> <li>○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。</li> </ul>
各放送機関	○ 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。
警視庁 第十方面本部 各警察署	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区長に通知する。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。</li> <li>○ 必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。</li> <li>○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。</li> </ul>
都各局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報する。</li> <li>○ 都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防分署及び消防出張所を通じて、管内住民に周知する。
東京管区気象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。</li> <li>○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。</li> <li>○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。</li> <li>○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生注意喚起を行う。</li> </ul>
その他の防災機関	○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 2 気象情報の早期収集

### (1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

- 区は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
- 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区における避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
- 気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区に対し、直接実施する場合がある。
- 都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区、関係機関等へ提供する。

## 3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

### (1) 情報の共有の必要性

- 中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。
- 水害のおそれがある場合、区は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。
- そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報 FAX などにより、区の避難指示等に有用な情報を提供する。
- また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットラインの取組を平成30年6月より運用開始した。
- 区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。
- これにより、集中豪雨などに際しても、区では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

### (2) 同一河川・圏域・流域の設定

- 板橋区に關係する同一河川・圏域・流域は、下記のとおり。
  - ①荒川沿川、②新河岸川流域、③石神井川・白子川流域

### (3) 情報の内容

- 区は、都より同一河川・圏域・流域内に関する次のような情報の提供を受ける。
  - ア 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
  - イ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
  - ウ 避難が必要な区域
  - エ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
  - オ その他
- なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

#### 4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

##### (1) 竜巻災害の特性

過去に国内で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

- 竜巻災害固有の特性
  - ・ 発生のタイミングが突発的である。
  - ・ 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
  - ・ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
  - ・ 竜巻災害で、『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか』について基本的な知識が周知されていない。
- 他の災害と共通する特性
  - ・ 被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

##### (2) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(3) 都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

- 気象庁は、東京都地域防災計画（風水害編 第3部3章 水防対策参照）及び気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 伝達は、発表者（都及び気象庁）から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

< 竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表 >

(出典：気象庁ホームページ「竜巻注意情報」<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/tatsumaki.html>)

(4) 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、

刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

(5) 区の対応

- 区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての区民に対する周知、啓発等に努める。
- 区は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等の対応を行う。
- 初動の遅れが懸念される休日や夜間における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生時の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、気象台や都からの速報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。
- 竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要がある。そのため、「空の様子に注意する」など、なるべく負担の小さな対策から実施するのが適当であり、住民に対しては、竜巻等に関する気象情報への留意、兆候および接近時の安全確保行動について周知徹底する。

(6) 特別警報が発表された時の情報の共有

- 気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。（気象庁ホームページより）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- 区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT 東日本から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。なお、特別警報が発表されるような状況においては、気象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区長村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星及び地上回線（LGWAN）を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

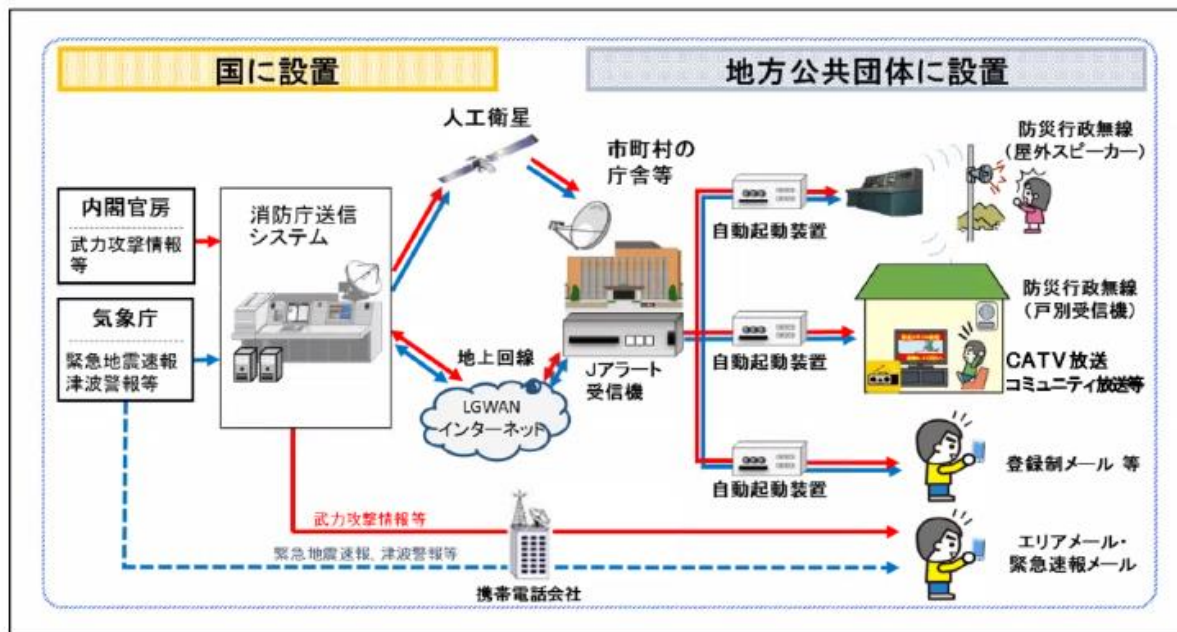
第2章 情報の収集・伝達  
 第2節 災害予警報等の伝達

災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

【J-ALERT システムの構成図】



(出典：平成 29 年版消防白書)

第3節 被害状況等の報告体制

報告体制

機 関 名	内 容																						
区	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。 なお、都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>○ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</p> <p>1 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法 原則として、災害情報システム(DIS)の入力による。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する)</p> <p>3 報告の種類・期限等 報告の種類、期限等は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 902 1378 1256"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報報告</td> </tr> <tr> <td>被害措置 概況速報</td> <td>即時及び都が 通知する期限内</td> <td>被害数値報告 被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定 報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した 後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第3部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	被害第1報報告	被害措置 概況速報	即時及び都が 通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要請通知	即時	支援要請	確定 報告	災害確定報告	応急対策を終了した 後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	被害第1報報告																					
被害措置 概況速報	即時及び都が 通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																					
要請通知	即時	支援要請																					
確定 報告	災害確定報告	応急対策を終了した 後20日以内	災害総括																				
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																				
災害年報	4月20日	災害総括																					
警視庁 第十方面本部 各警察署	<p>○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。</p> <p>○ 東京消防庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</p> <p>○ 主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措置、その他とする。</p>																						
都総務局	<p>○ 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。</p> <p>○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。</p> <p>1 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。</p> <p>2 現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告する。</p> <p>○ 都総務局は、被害状況等を取りまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。</p>																						

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第2章 情報の収集・伝達  
第3節 被害状況等の報告体制

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機関名	内容
都各局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。</li> <li>○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。</li> <li>○ 警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</li> <li>○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項</li> </ul>
東京管区气象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう、現象の実態解明等を目的とした現地調査を行う気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣を実施する。調査結果は、速やかに公開する。</li> </ul>
関東地方整備局 東京国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道事務所においては、パトロールカー等による巡視を行う。</li> <li>○ 道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁及び各関係防災機関に速やかに連絡する。</li> </ul>
各防災機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各防災機関は、所管施設に関する所在区市町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。</li> <li>○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。</li> <li>○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。</li> </ul>

【被害状況の報告・伝達系統】

＜都災害情報システム（DIS）の場合＞

第4部第3章第2節参照

＜都災害対策本部の情報体制＞

第4部第3章第2節参照



## 第4節 災害時の広報及び広聴活動

### 1 広報活動

区民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。

#### (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政無線、ホームページ、SNS、防災・緊急情報メール、広報車等による複数の情報を用いて情報の伝達を図る。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>
日本郵便 板橋郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等</li> </ul>
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。</li> <li>○ ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知</li> <li>○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施</li> </ul>
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。 通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。 報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。</li> </ul>
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</li> <li>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</li> <li>イ 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請</li> <li>ウ その他必要とする事項</li> </ul>
首都高速道路 東京西局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。 ラジオ等各種メディア、パトロールカー、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備</li> </ul>
東日本旅客鉄道 東京支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況</li> <li>イ 列車の不通線区や開通見込み等</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。</li> <li>イ 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。</li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第2章 情報の収集・伝達  
第4節 災害時の広報及び広聴活動

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ 大塚支社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 電気による二次災害等を防止するための方法</li> <li>イ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報</li> <li>ウ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報</li> <li>エ 停電に関する情報</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)及び新聞等の報道機関を通じた広報</li> <li>イ ホームページ等を通じた広報</li> <li>ウ 区の防災行政無線(同報系)の活用</li> <li>エ 広報車等による直接当該地域への周知</li> </ul>
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>ア 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項</li> <li>イ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア 東京ガスグループのホームページ・SNS等を通じた広報</li> <li>イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じた広報</li> </ul>
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。</li> <li>ア 災害の規模・気象・水象の状況</li> <li>イ 避難方法等</li> <li>○ 被災者に対する広報内容は、次のとおりである。</li> <li>ア 被害情報</li> <li>イ 食料・生活物資等の供給状況</li> <li>ウ 医療救護活動の状況</li> <li>エ 電気等ライフラインの復旧状況</li> <li>オ 通信・交通機関等の復旧状況</li> <li>カ 水道・給水に関する情報</li> <li>○ 区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう、指示・要請を行う。</li> <li>○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報(東京アメッシュ、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等)をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。</li> <li>○ 防災 X (旧 Twitter)、都防災アプリや都等が保有するデジタルサイネージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。</li> <li>○ 民間で配信しているアプリと連携活用し、情報提供を行う。</li> <li>○ チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。</li> <li>ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し</li> <li>イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動</li> <li>ウ 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</li> <li>エ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況</li> <li>オ 犯罪の防止</li> <li>カ その他、各種告示事項</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報</li> <li>イ 拡声装置、携帯用拡声機による広報</li> <li>ウ ヘリコプター、警備艇による広報</li> <li>エ ホームページ、災害対策課 X (旧 Twitter) 等による広報</li> <li>オ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</li> </ul>

機 関 名	対 策 内 容
	カ 相談所の開設
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。</li> <li>ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達</li> <li>イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況</li> <li>ウ 都及び関係機関等の告示事項</li> <li>エ その他必要事項</li> <li>○ 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。</li> <li>ア 気象及び水位の状況</li> <li>イ 水災及び土砂災害に関する情報</li> <li>ウ 被災者の安否情報</li> <li>エ 水防活動状況</li> <li>オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ</li> <li>○ 広報手段は次のとおりである。</li> <li>ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供</li> <li>イ 消防車両の巡回</li> <li>ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS</li> <li>エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供</li> </ul>
東京管区气象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係する区市町村等の防災関係機関へ提供する。</li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(2) 詳細な取組内容

ア 区災対本部からの発表

(ア) 区民への広報体制

- 区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。
- 区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。
- 区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たる。

(イ) 報道機関への広報体制

「防災報道センター」を開設し、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

2 広報内容

- 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 区は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。
- 区は、都が発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、都と連携の上、あらかじめ一連の手続き等の整理、明確化に努める。

(1) 広報事項

- ア 災害情報及び区の防災態勢
- イ 区の応急復旧対策
- ウ 避難所開設状況
- エ 避難誘導、その他注意事項

第2章 情報の収集・伝達  
第4節 災害時の広報及び広聴活動

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

- オ 交通機関運行状況
- カ 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策
- キ その他必要事項

(2) 災害広報情報の収集

災対広聴広報班は、他の部の調査等を行う班と緊密な連絡をとり、正確かつ迅速な情報収集に努める。

(3) 報道機関への広報

ア 防災報道センターの開設

災対広聴広報班は、「防災報道センター」を開設する。

災対広聴広報班は、防災報道センターに、臨時電話、パソコン、FAX等を設置する。

イ 報道機関への発表

危機管理部長又は広聴広報課長は、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

3 避難指示等の情報伝達

区及び都は、災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

(1) 実施機関

区、都、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 高齢者等避難
- イ 避難指示
- ウ 警戒区域の設定

4 広聴活動

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。</li> <li>○ 広聴内容を関係機関に連絡</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
都総務局	○ 都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都生活文化スポーツ局	○ 常設の都民相談窓口又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の解決に努める。
都各局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告

各 機 関	対 策 内 容
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。</li> <li>○ 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。</li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(2) 広聴内容

ア 区の広聴体制

区民生活の速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望、苦情の把握及び相談業務を行う

イ 臨時被災者相談所等の設置

(ア) 臨時被災者相談所

被害地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を必要に応じ設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。

(イ) 相談所の規模及び構成員

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

### 第3章 水防対策

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報、水位情報等の収集・伝達</li> <li>○警報等の受信、伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水防活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等避難</li> <li>○避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害派遣要請</li> <li>○広域応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急復旧</li> </ul>
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報等、水位情報等の収集・伝達</li> <li>【必要に応じて水防態勢発令】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【水防態勢発令】</li> <li>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】</li> <li>○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じて現場救護所を設置</li> <li>○知事に対し緊急消防援助隊の応援要請</li> </ul>	

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
関東地方整備局	○気象・海象情報の収集				
		○巡視、状況把握	○洪水予報発表、水防警報発表（気象庁も共同） ○情報連絡体制確保	○緊急復旧対策 ○災害対策本部の設置	○港湾施設の陸上点検
都水防本部（都建設局）	○気象情報、水位情報等の収集・伝達				
		【連絡態勢】 ○区市町村への水防活動支援	【警戒配備態勢】	【非常配備態勢】 ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握	○応急復旧

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

※水防活動に関する具体的事項については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

## 第1節 水防情報

### 1 気象情報

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合、各水防関係機関は的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報、又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

気象等の情報は、気象庁からオンラインにより入手する。また、防災機関からは、以下の入手方法がある。

#### (1) 都災害情報システム (DIS)

- DIS を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。

#### (2) 防災情報提供システム

- 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。
- 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難指示等の判断の参考に利用する。
- 気象庁が発表する気象の警報・注意報のうち水防活動に関するものは、「大雨」、「高潮」、「洪水」、「津波」に関する各警報・注意報である。
- 警報・注意報の発表基準については、次頁に示す。



<「大雨」「高潮」「洪水」警報・注意報の発表基準>

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 気象庁

板橋区	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	23区西部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数基準	白子川流域=12.5	
		複合基準*1	石神井川流域=(15, 13), 白子川流域=(20, 11), 新河岸川流域=(20, 38.1)	
		指定河川洪水予報による基準	新河岸川[宮戸橋], 荒川[治水橋・岩淵水門(上)], 石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋]	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	4.0m*2	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準	石神井川流域=16.6, 白子川流域=10	
		複合基準*1	石神井川流域=(6, 11.7), 白子川流域=(12, 9.3), 新河岸川流域=(10, 29.5)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[治水橋・岩淵水門(上)]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%		
	なだれ			
低温	夏期(平均気温): 平年より5°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7°C以下、多摩西部は-9°C以下			
霜	晩霜期 最低気温2°C以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2°C~2°Cの時			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(3.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

<大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説>

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

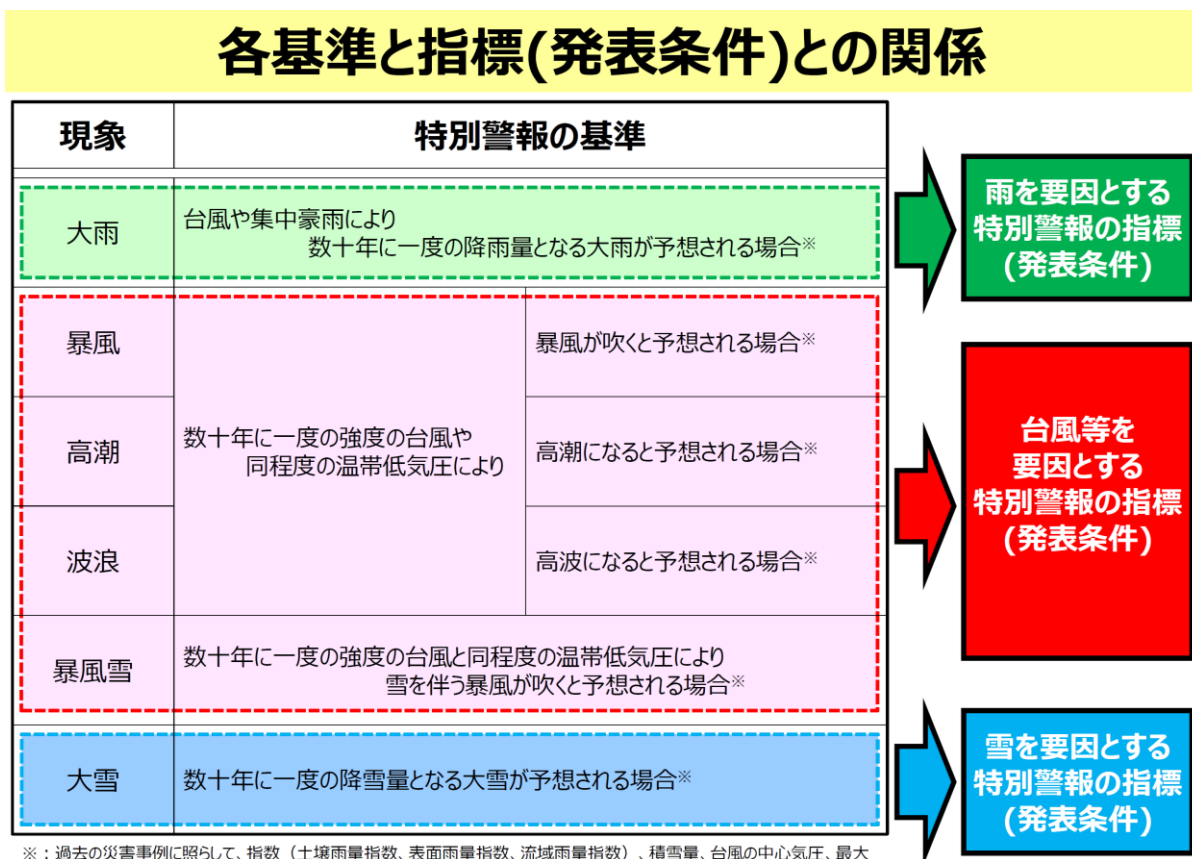
雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

（出典：気象庁ホームページ「警報・注意報発表基準一覧表（東京都）」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tokyo.html>

< 特別警報の指標（発表条件） >



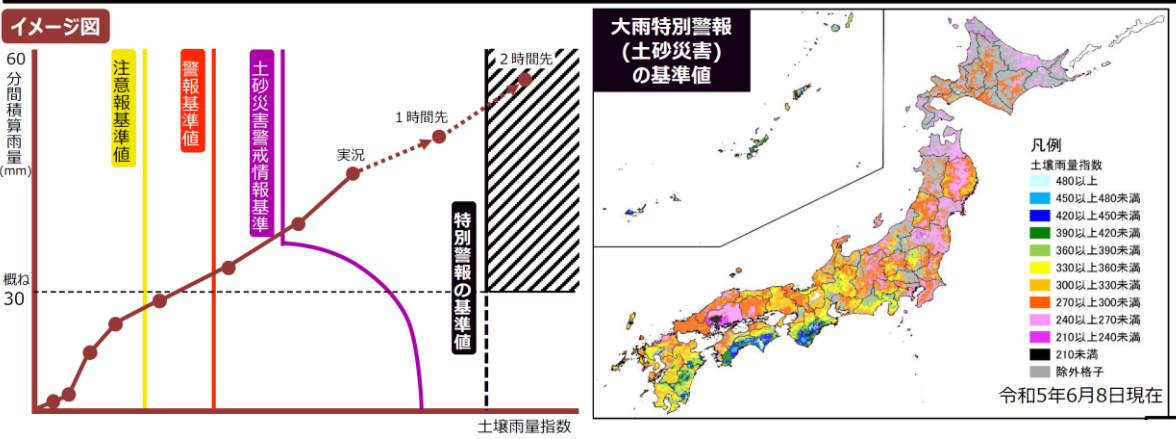
第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部  
第7部

## 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

### 大雨特別警報(土砂災害)の場合

**過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上**まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、**激しい雨\***がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

激しい雨※: 1時間に概ね30mm以上の雨



第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

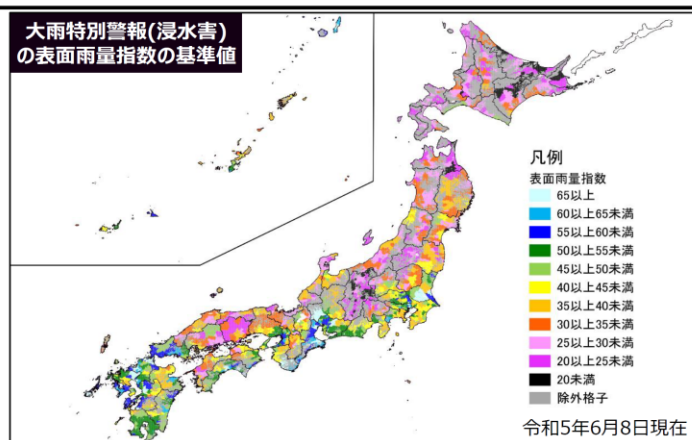
## 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

### 大雨特別警報(浸水害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる **1 km格子が概ね30個以上**まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる **1 km格子が概ね20個以上**まとまって出現。

激しい雨※: 1時間ご概ね30mm以上の雨



(出典: 気象庁ホームページ「気象等に関する特別警報の指標(発表条件)」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)

## 2 洪水予報を行う河川（国管理）

国土交通省と気象庁は、2以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水予報を共同発表する。（水防法第10条）

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体（区）へ通知する。（水防法第10条）

区内では、荒川が国が指定する洪水予報河川となっている。

### (1) 対象河川（区内）

河川名	洪水予報区間		基準点 (水位観測所)
荒川 (旧川を除く)	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海まで(旧川を除く)	熊谷 治水橋 岩淵水門 (上)
	右岸	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで(旧川を除く)	

### (2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
荒川 氾濫注意情報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

### (3) 発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 危険水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高※
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A.P.+ 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m	A.P.- 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 5丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P.+ 0.000m

※荒川工事基準面 (A.P.): 0.000m

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

3 洪水予報を行う河川（都管理）

都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定し（洪水予報河川）、洪水予報を共同発表する。（水防法第11条）

(1) 対象河川

河川名	区間		基準地点	担当事務所
石神井川	左岸	自 小平市花小金井南町（小金井公園） 至 西東京市東伏見3丁目（富士見調節池）	向台	北多摩南部建設事務所
	右岸	自 小平市花小金井南町（小金井公園） 至 西東京市東伏見3丁目（富士見調節池）		
	左岸	自 練馬区関町北3丁目（富士見調節池） 至 練馬区石神井台1丁目（蛍橋）	稲荷橋	第四建設事務所
	右岸	自 練馬区関町北3丁目（富士見調節池） 至 練馬区上石神井3丁目（蛍橋）		
	左岸	自 練馬区石神井台1丁目（蛍橋） 至 北区王子本町1丁目（飛鳥山公園）	加賀橋	
	右岸	自 練馬区上石神井3丁目（蛍橋） 至 北区滝野川2丁目（飛鳥山公園）		
	左岸	自 北区王子本町1丁目（飛鳥山公園） 至 北区堀船3丁目（隅田川合流点）	溝田橋	第六建設事務所
	右岸	自 北区滝野川3丁目（飛鳥山公園） 至 北区堀船3丁目（隅田川合流点）		

※板橋区内の流域を所管する都建設局の分局は第四建設事務所となっている。

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
石神井川 氾濫危険情報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
石神井川 氾濫注意情報解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったときに発表する。

(3) 発表基準水位

(基準：A.P.)

河川名	基準点 (水位観測所)	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
石神井川	向台	西東京市向台	—	—	58.64m	59.12m
	稲荷橋	練馬区石神井台	—	—	46.78m	47.51m
	加賀橋	板橋区加賀	—	—	14.50m	16.50m
	溝田橋	北区堀船	—	—	4.70m	5.42m

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.2.6 水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）

#### 4 洪水予報を行う河川（埼玉県管理）

##### (1) 対象河川

河川名	洪水予報区間		基準点 (水位観測所)
新河岸川	左岸	自 川越市大字大仙波 1259-1 地先 至 和光市下新倉 4197 地先	宮戸橋
	右岸	自 川越市扇河岸 243-2 地先 至 和光市下新倉 6 丁目 4198-1 地先	

※新河岸川は、東京都管理区間においては水防法に基づく洪水予報河川として指定されていない。

##### (2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
新河岸川 氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
新河岸川 氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
新河岸川 氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
新河岸川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

※新河岸川における洪水予報については、埼玉県から区へ伝達されることとなっている。

##### (3) 発表基準水位

(基準：A.P.)

河川名	基準点 (水位観測所)	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸	4.50m	6.00m	7.12m	7.48m

第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部  
第7部

5 水位周知を行う河川（都管理）

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに都水防計画に定める水防機関にその旨連絡する。（水防法第13条）

(1) 対象河川

河川名	水位周知区間		基準点 (水位観測所)
白子川	左岸	自 練馬区南大泉4丁目（上流端） 至 練馬区西大泉1丁目（宮の橋上流）	松殿橋
		右岸	
	左岸	自 練馬区西大泉1丁目（宮の橋上流） 至 練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋）	三ツ橋
		右岸	
	左岸	自 練馬区大泉町6丁目（比丘尼橋） 至 埼玉県和光市新倉6丁目（新河岸川合流点）	子安橋
		右岸	

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
白子川 氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
白子川 注意情報解除	すべての基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき。

(3) 発表基準水位

(基準：A.P.)

河川名	基準点 (水位観測所)	所在地	氾濫危険水位 (洪水特別計画水位)	氾濫発生水位
白子川	松殿橋	練馬区東大泉	44.06m	44.87m
	三ツ橋	練馬区東大泉	35.81m	36.54m
	子安橋	練馬区旭町	16.59m	17.06m



## 6 水防警報河川（荒川）

国土交通省は、重大な損害を生ずるおそれがあると認めた河川、湖沼又は海岸を指定し（水防警報河川）、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する（水防法第16条第1項及び第2項）。区内では、荒川が、国が管理する水防警報河川となっている。

### (1) 区内の水防警報河川

○ 河川、区間、基準地点、担当事務所

河川名	水防警戒区間		基準地点	担当河川事務所
荒川	左岸	自 埼玉県上尾市大字平方字横町 433 番の 5 至 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4335 番地先	治水橋	荒川上流
	右岸	自 埼玉県川越市大字中老袋字田島 301 番の 1 至 板橋区三園 2 丁目 80 番 1 地先		
	左岸	自 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4329 番地先 至 海	岩淵水門 (上) 南砂町	荒川下流
	右岸	至 板橋区三園 2 丁目 80 番 5 地先 至 海		

○ 発表基準水位

第5部第3章第1節の2(3)「発表基準水位」を参照。

### (2) 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。

第3章 水防対策  
第1節 水防情報

種類	内 容	発 表 基 準
	要とする事項を指摘して警告するもの。	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

7 観測通報

区は、管内の雨量、水位等の正確なデータをテレメータシステム、XバンドMPレーダーにより敏速に入手するとともに、都建設局（水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。また、各土木サービスセンター及び管内消防署に転送するものとする。

■参照（別冊「資料編」）

資料 3.2.3 気象観測機器設置場所一覧

資料 3.2.4 気象観測機器配置図

(1) 雨量

- ア 10分間6mm、又は1時間20mmを超える警戒雨量値に達したとき、以後毎時の雨量
- イ 3時間に30mmを超えたとき、以後2時間毎の雨量
- ウ 日雨量が50mmを超えたとき、以後2時間毎の雨量
- エ 水防用気象情報が発せられ、水防態勢をとっているとき

【雨量計】

雨量観測局名	所在地	観測主管課
板橋区役所	板橋2-66-1	防災危機 管理課
常盤台区民事務所	常盤台3-27-1	
北部土木サービスセンター	新河岸1-9-8	
紅梅小学校	徳丸8-10-1	
赤塚第二中学校	成増3-18-1	
熊野地域センター	熊野町40-9	
大谷口地域センター	大谷口2-12-5	
志村第五小学校	西台3-38-23	
板橋（石神井川）	仲宿50	
学校橋（石神井川）	大谷口北町51	
成増橋（白子川）	成増5-23	
平成橋（新河岸川）	舟渡1-4	
芝原橋（新河岸川）	高島平7-48	

(2) 水位

- ア 警戒雨量値に達したとき、水位の状況を適時報告する。
- イ 観測開始水位に達したとき

【荒川量水標及び水位】

量水標名	報告開始水位	警戒水位
岩淵水門（上）	3.00m	4.10m

【水位観測所】（板橋区管理）

水位観測装置局名	所在地	水系
板橋（仲宿）	仲宿 50	石神井川
学校橋（大谷口）	大谷口北町 51（学校橋下流）	
久保田橋	双葉町 13	
栗原橋	桜川 1 - 5	
落合橋	三園 2 - 16	白子川
成増橋	成増 5 - 23	
芝原橋	高島平 7 - 48	新河岸川
平成橋	舟渡 1 - 4	

※都建設局第四建設事務所・・加賀橋（石神井川）、笹目橋（新河岸川）  
国土交通省荒川下流河川事務所・・笹目橋（荒川）

(3) 水防法第 15 条に定める措置

ア 水防法第 15 条第 1 項第 4 号に定める施設

■参照（別冊「資料編」）

資料 5.3.1 水防法第 15 条第 1 項第 4 号に定める要配慮者利用施設一覧

イ 水防法第 15 条第 3 項に定める伝達方法

FAX による一斉送信とする。

8 土砂災害警戒情報

（「令和 3 年度 東京都水防計画」より）

- 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、防災活動や避難情報の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び区民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村ごとに発表する。
- 土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する。
- 都は、土砂災害防止法第 27 条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。
- 区は、土砂災害警戒情報が都から伝達されたときは、土砂災害警戒区域等内の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区民等へ情報を周知する。
- 区は、区長が発令する避難情報の判断に土砂災害警戒情報を活用する。
- 都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災 FAX 及び DIS（災害情報システム）を利用し伝達する。
- なお、土砂災害警戒区域等の指定後は、土砂災害警戒区域等内の区民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第2節 水防機関の活動

### 1 区の活動

- 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 気象状況及び水位に応じて、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。
- 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 水防作業に必要な資器材の調達を行う。

■参照（別冊「資料編」）

- 資料 3.2.6 水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）
- 資料 5.3.2 水防用備蓄資器材一覧
- 資料 5.3.3 都第四建設事務所水防倉庫及び貯蔵資器材調書

- 水防管理者（区長）は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。  
この場合は、直ちに都建設局（水防本部）に報告するものとする。

要請事項	判断基準
準備	ア 水防警報により、待機、又は準備の警告があったとき。 イ 河川の水位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
出動	ア 水防警報により、出動、又は指示の警告があったとき。 イ 水位が、警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。

- 水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。
- 水防管理者は、堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、決壊したときは、できる限り氾濫による被害を拡大しないように努めなければならない。
- 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく所管警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- 水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため、所管警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。
- 関係機関と連絡調整を行う場合は、原則、防災センターで行う。都をはじめとする関係機関が防災センター以外に現地対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を行う場合は、各機関の現地対策本部運営マニュアルを参考にする。
- 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 2 決壊時の措置

### (1) 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
- 決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### (2) 立ち退き

#### ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。  
この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

#### イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、水防管理者は、警察と協力して救出又は避難誘導する。

また、水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

## 3 費用及び公用負担

機関名	内容
水防管理団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と協議して定める。</li> <li>○ 区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益の区市町村が負担する。</li> <li>○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋を申請することができる。</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。</li> </ul>

### (1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木、その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

第1部

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

第2部

第3部

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

第4部

第5部

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

第6部

第7部

## 第4章 雪害対策

### 第1節 雪害に対する備え及び啓発

本区を含む東京 23 区では、平年は積雪がほとんどないことから、少量の積雪でも事故等が多発し住民生活が混乱する。区民は普段から急な大雪への備えをすることが重要である。区は、次のような観点で、区民等に対し、大雪に関する普及啓発や注意喚起等を行う。

- 在宅時の安全な過ごし方について
- 車両の運転等について
- 防災気象情報等の活用について
- 孤立の恐れがある地域における対策について（食料、水、燃料等の備蓄など）
- 除雪に用いる用具の備え及び地域ぐるみでの除雪について
- 除雪作業中の事故防止について

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

## 第2節 凍雪害対策の組織及び体制

凍雪害に対処するため除雪対策本部の体制は、土木部長（除雪対策本部長）が必要と認める体制をとるものとする。なお、除雪対策本部長は、除雪対策本部での活動状況等を、適宜区長に報告するものとする。

### 1 本部の設置及び廃止

次の場合において土木部長が決定する。

#### (1) 本部の設置

相当量の積雪（おおむね 10cm 以上）及び気象通報等により、凍雪害が見込まれるとの判断がなされたとき。

#### (2) 本部の廃止

- a 気象の回復により、積雪等による道路障害のおそれが解消したとき。
- b 除雪等の作業がおおむね完了し、交通の安全が確保されたと判断したとき。

### 2 除雪対策本部員の配置及び服務

第5部第1章「初動態勢」を準用する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

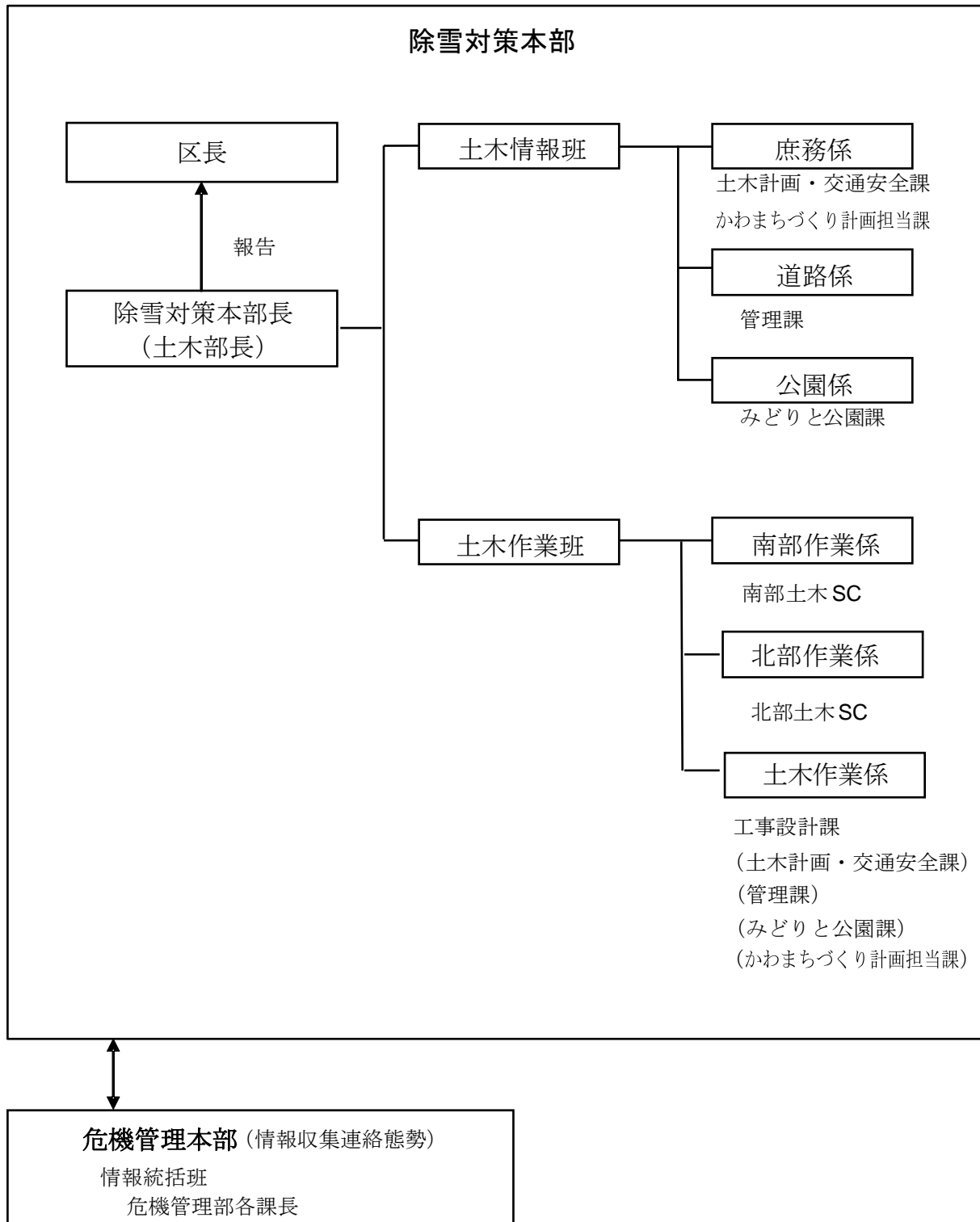
第6部

第7部



3 除雪対策本部の組織図及び業務内容

(1) 組織体制



※被害の状況により水防第一非常配備態勢以上の態勢に準じて態勢を強化する

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第4章 雪害対策  
第2節 凍雪害対策の組織及び体制

業務内容

種別	業務内容	担当
第1部		
第2部		
第3部		
第4部		
第5部		
第6部		
第7部		
土木情報班 (土木計画・交通安全課) (かわまちづくり計画担当課)	庶務係 1 気象情報の収集に関する事 2 各班・係との連絡及び調整に関する事 3 被害連絡の受付に関する事 4 公共土木施設に係る被害状況の把握、記録及び集計に関する事 5 区民への周知に関する事 6 国、都への調査報告に関する事 7 被害箇所の原因調査に関する事 8 自転車駐車場・保管所等要注意箇所の巡視・除雪作業 9 土木作業班の応援	調整係 土木計画係 自転車対策係 交通安全・啓発助成係
土木情報班 (管理課)	道路係 1 被害連絡の受付に関する事 2 道路等の被害状況の把握・連絡に関する事 3 道路等の被害箇所の集計・調査に関する事 4 庶務係への報告 5 各作業係との連絡調整 6 土木作業班の応援	占用係 土木管理係 台帳整備係 境界確定係
土木情報班 (みどりと公園課)	公園係 1 被害連絡の受付に関する事 2 公園等の被害状況の把握・連絡に関する事 3 公園等の被害箇所の集計・調査に関する事 4 庶務係への報告 5 各作業係との連絡調整 6 土木作業班の応援	みどり計画係 みどり推進係 公園設計係
土木作業班 (南部土木サービスセンター) (北部土木サービスセンター)	南部作業係／北部作業係 1 各サービスセンター管内の積雪状況の把握 2 要注意箇所の巡視に関する事 3 土木情報班との連絡・報告に関する事 4 被害連絡の受付に関する事 5 業者との連絡調整 6 危険箇所の警戒巡視・事故防止・除雪作業 7 街路樹・公園樹木への対応(倒木・枝折れ等) 8 公園遊具等の危険防止	工事調整係 補修係 地域連携係
土木作業班 (工事設計課)	土木作業係 1 被害連絡の受付に関する事 2 被害状況の把握及び連絡に関する事 3 土木情報班との連絡・報告に関する事 4 警戒巡視・事故防止・除雪作業 5 各サービスセンターの応援	工務係 道路設計係 まちづくり道路設計係 施設設計係
情報統括班	1 情報の統括に関する事 2 気象情報の收受及び伝達に関する事	危機管理部各課

4 態勢及び活動

土木部長は、除雪活動に万全を期するため、気象状況等により積雪、着雪及び凍結のおそれがあるときには、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の除雪等の

活動を行うものとする。

【除雪作業配備態勢】

	種別 (配備人員)	配備基準及び活動内容
除雪対策室	緊急即応態勢	気象状況等により積雪、着雪及び凍結のおそれがあるとき
	警戒態勢 (約 1/10)	上記態勢の強化及び大雪に関する情報、着雪等の情報が発せられたとき
除雪対策本部	除雪第一次配備態勢 (約 1/3)	除雪対策本部が設置されたときとし、凍雪害の注意及び危険箇所の予防措置、除雪等の活動に必要な資器材の準備点検、所管工事現場の警戒、主に除雪等の活動が直ちに対応できる態勢
	除雪第二次配備態勢 (約 2/3)	かなりの凍雪害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで、その活動が直ちに対応できる態勢で各班の活動強化を行う態勢

【危機管理本部】

種別	配備基準及び活動内容	配備人員
情報収集連絡態勢	気象通報等により、態勢の必要を認めたとき、主として、情報収集及び連絡にあたる。 情報収集・連絡の強化及び事態に応じて直ちに増員、除雪等の活動が行える態勢の指示連絡を行う。	情報収集要員の若干名

第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部  
第7部

## 第3節 除雪活動計画

### 1 除雪等の活動

- 1) 除雪等の作業は、作業人員を約10名の単位とし配置し、指定道路から実施する。
- 2) 坂路、屈曲部等で交通上著しく危険のおそれがある道路には、スリップ注意や通行止め等の看板を設置し、事故防止を図る。
- 3) 交通量の多い交差点、又は凍結のおそれがある坂路には、融雪剤や砂等を撒布し、事故防止に留意する。
- 4) 除雪に際しては、水はけをよくし、雪の融解を促進する。
- 5) 消火栓及び防火水槽の除雪に配慮し、その使用に支障のないよう十分留意する。
- 6) 除雪は、雪を路端にかきよせ、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 7) 狭い道路の除雪は、雪をかきよせた後、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 8) 交通量が多い道路及び交差点、又は事故発生のおそれのある道路は搬出すること。

### 2 搬雪処分

#### (1) 搬雪の処分

白子川、石神井川等に投捨する。

#### (2) 搬雪箇所

水系	所在地	目標
石神井川	小茂根3-8	台橋上流右岸
	栄町10	堰の上橋上流右岸
白子川	三園1-43	三園橋上流右岸

#### (3) 搬雪処分時の配慮事項

搬雪箇所として指定した河川は、流量が小さく、大量に雪を投捨した場合には、凍結等により河道閉塞の可能性が考えられる。近年の気候変動により、冬期といえども大雨の可能性があり、治水に支障をきたすおそれがある。

また、降雨時の河川の流入と違い、雪に塵芥が含まれる可能性が高いと考えられる。

したがって、やむを得ず、河川に雪を投捨する場合は、流況に応じて河道閉塞を起こさないようにするとともに、塵芥の除去に配慮する。

### 3 土木業者への協力要請

区内業者に対して、区内を2区域（各土木サービスセンター管内）に区分し、積雪等の状況を判断し、除雪等の作業に従事するよう要請する。

## 第4節 除雪指定道路

除雪指定道路は、次の各号に掲げる道路で、特に本部長が指定した道路とする。

- 1 坂、屈曲部及びびがけ等の多い道路で、交通上著しく危険のおそれのある道路
- 2 交通量の多い道路通勤
- 3 通勤、通学路及び横断歩道部分（横断歩道橋を含む。）
- 4 区の管理以外の道路については、状況判断により適切な措置を講ずる。

## 第5節 大規模な雪害への対応

2014年2月に関東甲信越地方で発生した大雪を上回る積雪があった場合は、板橋区においても交通機能のマヒや住家被害が発生する（以下、本節で「大規模な雪害」という。）可能性がある。この場合、土木部を中心とした除雪対策本部による除雪等の活動に加え、被災者への対応等が必要となることが想定される。

大規模な雪害が発生した場合、本区は、以下の方針で対応する。

- 区は、大雪の状況、被害状況、除雪対策本部による対応状況等を総合的に勘案し、必要に応じて、「第5部第1章第2節2 板橋区災害対策本部の設置等」の内容に順じ、災害対策本部を設置するとともに、職員の配備態勢を拡大する。
- 大雪により、交通機能のマヒ、住家被害、人的被害、道路閉塞に伴う孤立地域の発生、ライフライン被害等が発生することが考えられる。区は、このような被害に関する情報を収集し、「第5部第2章 情報の収集・伝達」の内容に順じて関係機関との情報共有を図るとともに、必要な対策を講じる。
- 区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、「第4部第1章第3節（3）カ 自衛隊への災害派遣要請」の内容に順じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行うものとする。
- 区内で家屋の倒壊が確認された場合、区は、当該家屋の居住者等に対し、当面の居所を確保するため、区有施設を一時的に提供する。また、当該家屋の居住者等に対する支援策として、「第4部第14章 応急生活対策」の内容に順じ、都等関係機関と適宜連携し、必要な対策を講じる。
- その他、区内の状況に応じて、本計画各章の内容に順じ、必要な対策を講じる。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第5章 警備・交通規制

### 第1節 警備活動

#### 第1 警備体制

機関名	対策内容
警察署 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	○ 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

#### 第2 警備活動

機関名	対策内容
警察署 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。</li> <li>○ 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒</li> <li>2 災害地における災害関係の情報収集</li> <li>3 警戒区域の設定</li> <li>4 被災者の救出、救護</li> <li>5 避難者の誘導</li> <li>6 危険物の保安</li> <li>7 交通秩序の確保</li> <li>8 犯罪の予防及び取締り</li> <li>9 行方不明者の調査</li> <li>10 遺体の調査等及び検視</li> </ol> </li> </ul>

#### 第3 その他

機関名	対策内容
警察署 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒区域の設定             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害現場において、区長若しくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。</li> </ul> </li> <li>2 区に対する協力             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。</li> <li>○ 区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。</li> </ul> </li> </ol>

機関名	対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。</li> <li>3 装備資機材の調達及び備蓄               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各警察署に装備資機材を保有しておく。</li> <li>○ 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。</li> </ul> </li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第2節 交通規制

### 第1 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。
- 隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

### 第2 交通規制

- 広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### 第3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、「第4部第9章第1節第1道路・橋りょう1(3)ア(イ) 緊急通行車両の確認事務等」による。

### 第4 その他

- 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。
- 立体交差(アンダーパス)等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場がある。

■参照(別冊「資料編」)  
資料5.5.1 アンダーパス部の道路冠水注意箇所

## 第6章 医療救護・保健等対策

第4部第5章を準用する。

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区			○医療救護所の 設置（準備）	○医療機関等の 被災状況の把握 及び応援要請 ○医療救護班等の 応援要請  ○災害薬事セン ターの設置  ○行方不明者の 捜索	○医薬品等不足 時の都への供給 要請 ○薬剤師班等の 応援要請 ○防疫班による 消毒活動  ○遺体收容所の 設置 ○遺体の收容 ○火葬の実施・ 調整
都福祉局			○東京 DPAT の編成 （準備）	○東京 DPAT の活動	
都保健医療局	○情報収集		○情報連絡体制 の確認 ○東京 DMAT の編成 （準備）  ○都医療救護班の 編成（準備）	○災害拠点病院等 の被災状況の把握  ○東京消防庁と連 携した東京 DMAT の活動 ○医療機関及び区 市町村からの応 援要請への対応 ○都医療救護班の 派遣	○都薬剤師班等の 派遣 ○備蓄医薬品等を 医療機関へ供給 ○関係業界団体等 へ医薬品等の供給 要請



機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
監察医務院					○検案班の編成 ○検案の実施
東京消防庁	<p>【必要に応じて水防態勢発令】</p> <p>→</p> <p>○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>	<p>→</p> <p>○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</p>	<p>【水防態勢発令】</p> <p>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】</p> <p>○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</p>	<p>○必要に応じて現場救護所を設置</p> <p>○東京 DMAT 等と連携した救助・救急活動</p> <p>○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請</p>	

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1部  
第2部  
第3部  
第4部  
第5部  
第6部  
第7部

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れの発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

区分	主な活動内容
0 発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害情報の収集・集約</li> <li>○ 東京 DMAT の出場</li> <li>○ 緊急医療救護所の運営</li> <li>○ 傷病者等の被災地域外への搬送</li> </ul>
1 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都医療救護班等の被災地域への派遣</li> <li>○ 他県 DMAT による病院支援</li> <li>○ 医療救護所の運営</li> <li>○ 医薬品の供給</li> </ul>
2 急性期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他県医療救護班の受入れ</li> <li>○ 被災者の定点・巡回診療</li> </ul>
3 亜急性期	
4 慢性期	
5 中長期	

## 第7章 避難者対策

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
区	○ 気象情報の把握、状況の監視		○ 高齢者等避難 ○ 都に報告(状況等) ○ 避難所・福祉避難所の開設・運営	○ 避難指示	○ 緊急安全確保 ○ 被害状況の調査 ○ 避難者把握 ○ 被災地域外へ移送要請	○ 被災者の生活支援活動 ○ ボランティアの受入れ ○ 被災地域外へ移送
都総務局	○ 気象情報の収集、提供				○ 被害状況の把握 ○ 被災地外へ移送調整	

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第7章 避難者対策

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
都水防本 国交省関東整備局、 荒川下流河川事務所	○避難の基 になる雨 量・水位 等の情報 提供					→
都福祉局			○避難所の 開設状況 の把握			→
警視庁 各警察署 第十方面本部、			○気象状況 等により、被害 防止を目的とした 避難誘導を実施	→	○被害状況 の調査 ○発災後、 被害(拡大)防止を 目的とした避難誘 導を実施	

機関名	発災 被害の発生					
	事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期		災害即応期	応急対応期
	警戒レベル1	警戒レベル2 (相当)	警戒レベル3 (相当)	警戒レベル4 (相当)	警戒レベル5 (相当)	
気象庁	○都気象情報の発表					→
	○気象解説ホットライン(随時)					→
	○防災情報提供システムによる情報提供					→
	○気象情報連絡会実施 ○早期注意情報発表(警報級の可能性)	○大雨、洪水、高潮注意情報発表 ○氾濫注意情報発表	○大雨※、洪水警報発表 ※夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3に相当 ○高潮注意情報発表 (警報に切り替える可能性が高い旨言及されているもの) ○氾濫警戒情報発表	○土砂災害警戒情報発表(都と共同発表) ○高潮警報※発表 ※暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性の高い注意報は、警戒レベル4に相当 ○高潮特別警報発表 ○氾濫危険情報発表		

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に備えた地域の実情の把握</li> <li>○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討</li> <li>○ 避難所等の使用に関する他の区との調整</li> <li>○ 運用要領の策定</li> <li>○ 避難所の指定及び住民への周知</li> <li>○ 避難指示等発令基準の整備</li> <li>○ 避難行動要支援者把握</li> <li>○ 避難行動要支援者に対する「避難行動要支援者支援計画」の策定</li> <li>○ 障がい特性に応じた避難支援体制の整備</li> <li>○ 個別避難計画の策定</li> <li>○ 都和連携した要配慮者に対する防災訓練の実施</li> <li>○ 民間事業者と連携した緊急通報システム等の整備</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難誘導に関する検討</li> <li>○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上</li> <li>○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援</li> <li>○ 緊急通報システムの活用を促進</li> </ul>
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都立学校に対する避難計画の作成等指導</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施</li> <li>○ 救急直接通報の活用</li> <li>○ 地域が一体となった協力体制づくりの促進</li> <li>○ 社会福祉施設等と地域の連携を促進</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

区は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、区は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会・自治会・住民防災組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。また、集中豪雨による中小河川氾濫、雨水出水・内水氾濫の不安を減らすため、住民が自主的に避難できる体制づくりを推進する。

イ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の指示等を行ういとまがない場合の区民の避難について、区及び区民はあらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

ウ 運用要領

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

- ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・ 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

#### エ 避難所の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難所の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

また、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

#### オ 避難指示等の発令態勢の整備

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。土砂災害に関しては、第3部第2章第3節「土砂災害に関するソフト対策」も参照。

#### カ 他自治体との協力体制の確立

- 災害時において、被災者の他地区への移送等、職員の応援や他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力態勢の確立を図る。
- 区は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市の協力を得て、避難所等を近隣区市に設けるものとする。
- 2以上の区市の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する区市があらかじめ協議して対処する。

#### キ 要配慮者への支援

- 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 区は、水防法及び土砂災害防止法（以下、「水防法等」という。）に基づき、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定める。
- 本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法等に基づき、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を策定し、また、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について区長に報告することが義務付けられている。
- 区は、報告を受けたが避難確保計画及び避難訓練の内容について、当該要配慮者利用

第7章 避難者対策  
第1節 避難体制の整備

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言・勧告を行うものとし、関連部署で連携し、組織横断的かつ継続的な支援につながるよう努める。

- 区長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。
  - a 氏名
  - b 生年月日
  - c 性別
  - d 住所又は居所
  - e 電話番号その他の連絡先
  - f 避難支援等を必要とする事由
  - g 避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 高齢者、障がい者、外国人、難病患者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。  
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。
- 区は安否確認や避難支援、情報提供について、障がい者団体等と連携して取り組む。



## 第2節 避難指示等の判断・伝達

### 1 避難指示等

内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

- 水害（河川の氾濫）
    - ・ 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
    - ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
  - 土砂災害
    - ・ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
  - 高潮災害
    - ・ 高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合
    - ・ 浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
  - 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第 60 条第 1 及び第 3 項）。
 

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置づけられたものである。
  - 避難情報ととるべき避難行動について、おとしよりや子どもにもわかりやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。
  - 警戒レベルの導入
    - ・ 平成 31 年 3 月 28 日の「避難勧告等に関するガイドライン※」の改定により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
    - ・ 都と区は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。
- ※ 災害対策基本法が令和3年に改正されたことを受け、同年5月に「避難情報に関するガイドライン」として改定及び公表されている。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

【避難指示等一覧】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 （注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

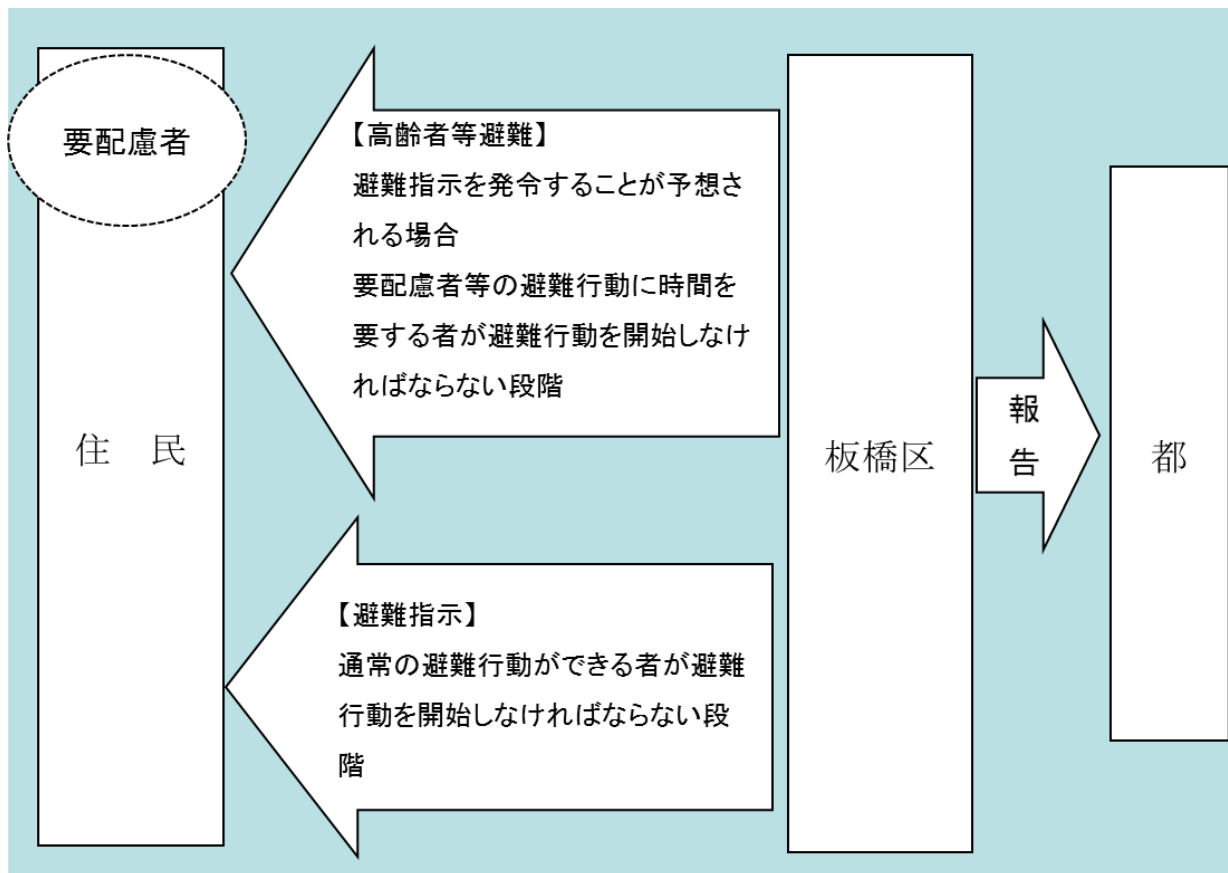
出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定、令和4年9月更新）

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ、高齢者等避難を発令。</li> <li>○ 避難指示。</li> <li>○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認。</li> <li>○ 水防法に基づく避難指示。</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導。</li> <li>○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指示。</li> <li>○ （区長が避難指示できない場合等）警察官による避難指示。</li> <li>○ 区民の避難誘導。</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置））</li> <li>○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整</li> <li>○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言</li> <li>○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発</li> </ul>
都各局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村からの要請対応</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報。</li> <li>○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報。</li> <li>○ 避難指示等の伝達。</li> </ul>

(2) 詳細な取組内容

ア 高齢者等避難・避難指示



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

■ 区

- 区は、以下の方法により、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。
  - ・ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること
  - ・ その対象者を明確にすること
  - ・ 避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 区域内において危険が切迫した場合には、区長は区内警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。
- 水防法第 29 条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した各区市町村の避難基

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

- 平常時から地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

## 2 避難指示等の判断基準等

### (1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 区は、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法を整備する。
- 区は、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

板橋区においては、下記の判断基準を設ける。警報及び河川の状況の他、降雨の状況や被害の発生状況等を加味し総合的に判断する。

#### ア 石神井川・新河岸川・白子川※

気象情報【参考】	警戒レベル	水位（けた下）	避難情報
大雨特別警報（浸水害） 記録的短時間大雨情報	5		緊急安全確保
	4	1.4m以下	避難指示 （当該中小河川流域）
警報（大雨・洪水）	3	2.4m以下	高齢者等避難 （当該中小河川流域）
注意報（大雨）	2	3.0m超	発令なし
早期注意情報	1		

※上流域の降雨や水位、調節池の状況を総合的に判断して対応を決定する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

イ 荒川※

気象情報【参考】	警戒レベル	①水位 (治水橋)	②水位 (岩淵水門)	③水位予測	避難情報
大雨特別警報 (浸水害)	5	氾濫発生 14.599m	氾濫発生 8.57m		緊急安全確保
	4	氾濫危険水位 12.7m	氾濫危険水位 7.7m	上昇 (氾濫危険情報)	
洪水警報	3	避難判断水位 12.2m	避難判断水位 6.5m	未達	避難指示
				上昇 (氾濫警戒情報)	
大雨注意報	2	氾濫注意水位 7.5m	氾濫注意水位 4.1m	上昇 (氾濫注意情報)	高齢者等避難 (荒川浸水域) 要配慮者利用施設 早期避難情報
				未達	
早期注意情報	1	水防団待機水位 7.0m	水防団待機水位 3.0m	上昇	要配慮者利用施設 避難準備情報
				未達	

※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

ウ 土砂災害危険箇所

気象・土砂災害情報	警戒レベル	避難情報
大雨特別警報（土砂） 記録的短時間大雨情報	5	緊急安全確保
土砂災害警戒情報 ・危険（紫） 記録的短時間大雨情報	4	避難指示
大雨情報（土砂） 土砂災害警戒情報 ・警戒（赤）	3	高齢者等避難
注意報（大雨）	2	
早期注意情報	1	

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

エ 高潮※

気象庁・都情報	警戒レベル	避難情報
氾濫発生情報	5	緊急安全確保
高潮氾濫危険情報 (都) ・辰巳水門 A.P.+4.3m 特別警報 (高潮)	4	避難指示
氾濫注意水位 ・南砂町 A.P.+3.0m 警報 (高潮)	3	高齢者等避難 又は 避難指示
注意報 (高潮) 注意報 (強風)	2	
早期注意情報	1	

※都が公表した「高潮浸水想定区域図」では、作成の前提として「河川における洪水」(＝台風による降雨で計画規模の洪水発生)を見込んでいる。

このため、高潮単独で板橋区に被害をもたらす可能性は低いと思われる。

また、潮位が高潮氾濫危険水位に達し、「高潮氾濫危険情報」が発表される段階では、既に気象庁から警戒レベル4相当の情報が発表されていることが想定される。

そのため、気象庁からの発表内容や中小河川、荒川の状況を総合的に判断して対応を決定する。

(2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難指示等を発令する。

(3) 国・都等による避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難指示等に当たって、国又は知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。(第61条の2)
- 区は、都災害情報システム(DIS)により、都総務局から、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報の提供を受ける。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区も受信する。また、事前に登録した防災担当者は、システムにより自動でメールを受信する。

- 区は、国交省関東地方整備局又は都建設局に助言を求め、以下の支援を受けることができる。
  - ・ 具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータの提供を受ける。
    - a 警戒すべき区間
    - b 施設の整備状況
  - ・ 具体的な内水氾濫データを収集の提供を受ける。
    - a 警戒すべき区間
    - b 内水氾濫の特徴
- 区は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

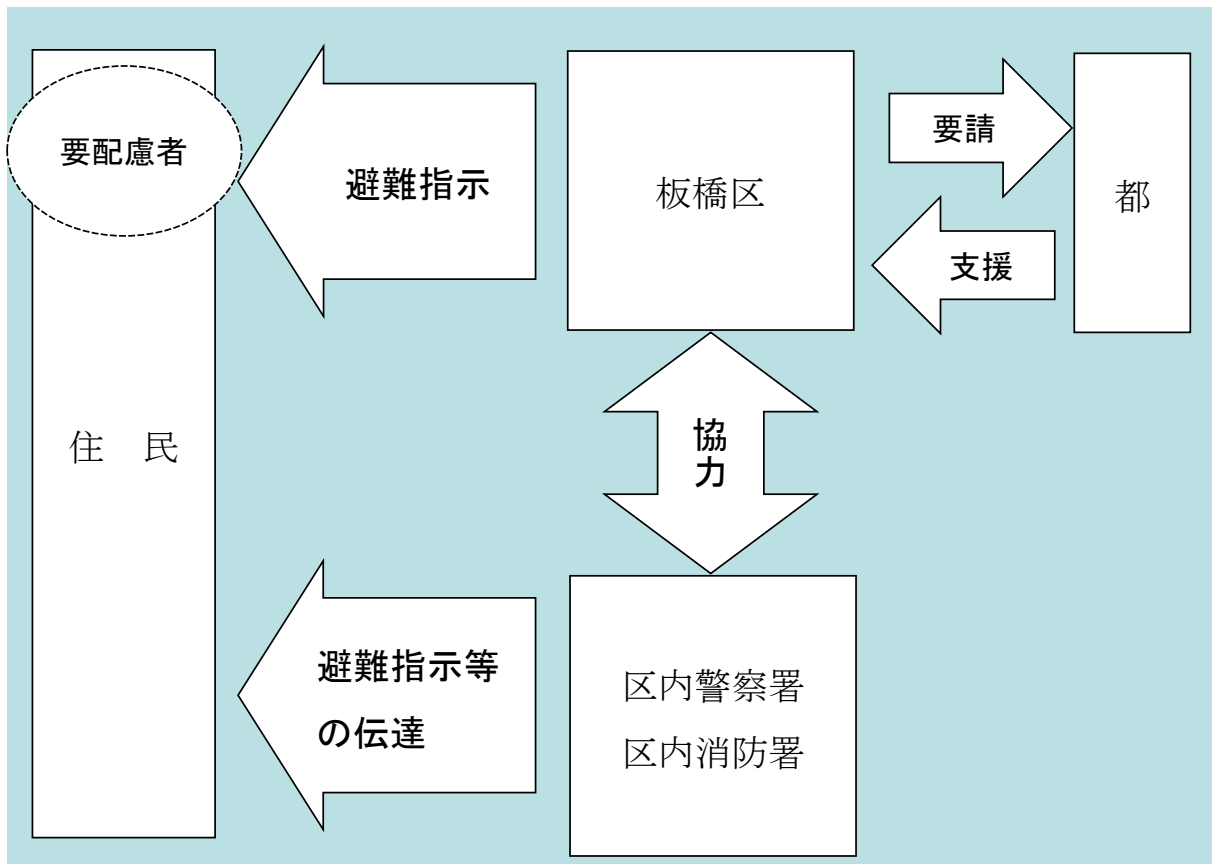
第3節 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会・住民防災組織、事業所単位に避難者を集合させるなどしたのち、各組織のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</li> <li>○ 避難所等の運用は、原則として所在の区が行う。</li> <li>○ 浸水や土砂災害に備えての自主避難や、一人暮らしのお年寄りの不安感等による自主避難に対して、本人の申し出により、区は積極的に避難所を開設して誘導する。</li> <li>○ 避難所等の運用は、原則として避難所等所在の区が行う。</li> <li>○ 浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、防災行政無線による広報及び指揮車や広報車による広報等を活用して、区民に広報する。また、避難行動要支援者に対しては、状況に応じ職員による誘導や関係機関の協力を得て、速やかに避難所へ誘導する。</li> </ul> <p><b>【避難行動要支援者の避難支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、障がいの特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</li> <li>○ 避難行動要支援者の避難にあたっては、住民防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮し、できるだけ集団避難を行うよう努める。</li> <li>○ 事前に避難指示等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、路線バス会社に対し、増発依頼並びに状況に応じバス雇上げにより緊急輸送に努める。</li> <li>○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高いところから避難行動要支援者の個別避難計画策定に努める。</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 板橋警察署 志村警察署 高島平警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導を行い、避難行動要支援者に対し、避難所等へ自主的に避難するよう指導する。</li> <li>○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合、区に協力して、区民を避難所に誘導する。</li> <li>○ 誘導経路については、事前に調査検討して安全を確認しておく。なお、誘導時には、危険箇所に表示、縄張り等を施し、要点には誘導員を配置し事故防止に努める。</li> <li>○ また、夜間の場合は、照明機材を活用して誘導の適正を期す。</li> <li>○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の機材を活用して区民の安全を期す。</li> <li>○ 避難の準備、指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 板橋消防署 志村消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を各関係機関に通報する。</li> <li>○ 上記の避難経路等については、安全確保に努める。</li> </ul>



【避難誘導】



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(2) 詳細な取組内容

■ 区

- 高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配付等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
- 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国（国土交通省、気象庁等）、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。
- 気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結び付けるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- 避難指示発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

(3) 安全な避難方法の確保

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 区は、浸水想定区域内から区内の浸水が及ばない高台への避難（水平避難）を基本的な避難行動とする。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区で、特に板橋区洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）において、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として、公共施設等の整備を行うとともに、民間施設等との協定締結を推進し、緊急一時退避場所の確保及び緊急一時退避場所からの避難経路について検討を進める。
- 区は、荒川が氾濫する危険が高まり、高台及び緊急一時退避場所へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。また、堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては自宅に留まるよう呼びかける。

- 学校・保育園等は、災害状況に応じ、校長・園長等を中心に全職員が協力して、幼児、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成する。また、避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。

■参照（別冊「資料編」）

資料 5.3.1 水防法第15条第1項第4号に定める要配慮者利用施設一覧

資料 5.7.1 浸水想定区域に所在する区立施設一覧

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第1部

## 第4節 避難所の開設・運営

---

第4部第6章第2節を準用する。

第2部

## 第5節 動物救護

---

第4部第6章第3節を準用する。

第3部

第4部

## 第6節 車中泊

---

第4部第6章第4節を準用する。

第5部

## 第7節 ボランティアの受入れ

---

第4部第6章第5節を準用する。

第6部

第7部

## 第8節 被災者の他地区への移送

---

第4部第6章第6節を準用する。

## 第9節 要配慮者の安全確保

区では、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援を行うため、平成30年度に「板橋区災害時要配慮者支援計画」を作成し、これに基づいて対策を実施している。そして、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、名簿その他支援体制を整備する。

なお、対策の詳細については、区で作成している「板橋区災害時要配慮者支援計画」に定めるものとする。

### 1 地域における安全対策の確保

#### (1) 要配慮者対策の普及啓発

- 発災時に、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難誘導するためには、日頃から避難行動要支援者に対する知識や対応方法を習得しておく必要がある。
- 区では、地域が行う防災訓練等において、避難行動要支援者支援に関する講座や避難搬送訓練などの組み入れを促進し、地域の中で避難行動要支援者を支援できる人材の育成に努める。
- 避難行動要支援者自身や家族が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者の状況に合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。

#### (2) 避難支援の取組の強化

- 区は、都と連携して、要配慮者の把握や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策など、要配慮者対策を強化する。
- 特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区における災害時個別支援計画を策定するなど、災害時対策の強化を図る。

#### (3) 避難支援の取組の向上

- 発災時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安否確認等を行うための支援体制づくりを住民防災組織や民生委員の協力を得て進める。
- 地域の警察署、消防署とも連携を図り、支援体制の強化に努める。
- 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。(第3部第1章第2節「地域による共助の推進」参照)
- 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
- 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「板橋区災害時要配慮者支援計画」の修正検討や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する災害対策訓練等を実施する。
- 要配慮者の安否確認や避難支援、情報提供について、福祉関係事業者や障がい者団体等との連携に努める。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(4) 緊急通報システムの整備

区では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や18歳以上の重度身体障がい者等の安全を確保するため、緊急時に民間救急通報システムの受信センターへ通報できるシステムを整備している。

(5) 地域協力体制づくりの推進

- 東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
  - ア 区等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
  - イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・住民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設と事業所、町会・自治会・住民防災組織等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(6) 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導體制の整備

区長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な区民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該区民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

ア 避難行動要支援者を支援する関係者等

- ・管内消防署
- ・管内警察署
- ・居住等地域の住民防災組織の長及び役員、民生委員
- ・平素より支援をしている医療・介護等関係者等
- ・区関係部署及び居住等地域の区組織

イ 避難行動要支援者の対象

- ・身体障がい等級1・2・3級の者（免疫機能障害のみを除く）
- ・知的障がい等級1・2・3度の者
- ・要介護度3・4・5の者（上記の身体・愛の手帳所持者と同居する者、単身生活者、世帯員全員が65歳以上の者、他の世帯員が全て要介護度3・4・5の者に限る）

ウ 避難行動要支援者の把握・名簿の整備及び更新

名簿には次の項目を記載する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由 他

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人等からの同意を得て、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で整備する。
- 発災時の避難行動要支援者対策を行うためのマニュアルを作成し、支援機関等に配付する。
- 名簿は適時更新を行い、情報共有に努めるものとする。
- 名簿の作成に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考に、迅速かつ円滑な避難誘導體制の整備を推進する。

**エ 名簿の利用**

- 名簿は、区の個人情報保護の観点から適正に利活用される必要がある。
- 災害対策基本法第49条その他により、避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合は、区内部においては目的外にも利用できることとする。
- 避難行動要支援者等が積極的に情報の外部提供を拒否する場合を除いて、災害に平素から備え、その者の避難支援の実施に必要な限度で、管内消防署、管内警察署、居住等地域の住民防災組織、居住等地域の民生委員その他避難支援の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供することができるものとする。
- 区は、外部提供を行う際には、名簿情報の漏えいを防止するため、適切な措置を講じなければならない。万が一漏えいが発生した場合は、漏えい拡大防止の措置を講じるとともに、その原因等を調査し、公表し、かつ個人情報保護法制における罰則規定を適用するものとする。

**オ 要配慮者支援検討委員会の設置（区）**

要配慮者支援検討委員会を設置し、継続的に支援対策を推進する。

**2 社会福祉施設等の安全対策**

- 社会福祉施設等の防災対策として、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障がい者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る

**(1) 社会福祉施設等と地域の連携**

東京消防庁は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

**(2) 避難行動の習得**

- 都は、総合防災訓練の実施に際し、訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

### 3 要配慮者の安全対策

#### (1) 要配慮者対策担当班の設置

- 区は、関係機関、防災市民組織、区民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策担当班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策担当班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。
- 要配慮者対策担当班は、都と連携した要配慮者支援を行うため、都福祉局の要配慮者対策統括部と連絡調整を図る。

#### (2) 福祉避難所の活用

区は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させる。

##### ア 福祉避難所の指定、整備等

避難所での生活が困難な要配慮者の受入れを行うため、福祉施設や区有施設等を福祉避難所として順次指定し、施設整備や資器材等の配備を図るとともに、人的支援体制を検討する。

■ 参照（別冊「資料編」）  
資料 3.10.2 福祉避難所一覧

##### イ 福祉施設等のBCP（事業継続計画）の作成

福祉施設等においては、通常の業務継続も重要であることからBCP（事業継続計画）の作成を推進する。

#### (3) 医療等の体制

区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

#### (4) 食料等の確保

要配慮者等のニーズに対応した食料の供給を図るため、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん・おかゆ等)等の確保を進める。

#### (5) 避難所の整備

区は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

#### (6) 応急仮設住宅

区は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。また、都は、応急仮設住宅を供与するに当たり、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。



## 第10節 広域避難

都では、都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組み作りを目指し、都、区や防災関係機関、学識経験者などからなる広域避難対策の検討体制を発足し、検討を進めている。

区は、都が進める広域避難対策に連携・協力する。

また、国土交通省荒川下流河川事務所と周辺自治体等による「荒川下流域を対象としたタイムライン検討会」においても広域避難対策の検討を進めている。

さらに、区では、栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市との災害時相互援助協定、埼玉県和光市との災害時相互援助協定、石川県金沢市との友好交流都市協定、岩手県大船渡市とも平成24年度に協定を締結し、応援体制を構築してきた。板橋区に甚大な被害が生じる場合について、協定を活用した避難対策の検討を進めている。

### 1 広域避難体制の整備

#### (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模水害等が区民生活に与える影響の周知</li> <li>○ 避難方法や安全な場所の区民への周知</li> <li>○ 安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備</li> <li>○ 自治体間の広域避難の仕組み作り</li> <li>○ 要配慮者対策</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難における区市町村間の総合的な調整</li> <li>○ 国、都県、区市町村等の連携体制の整備</li> <li>○ 円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討</li> <li>○ 区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援</li> </ul>

#### (2) 詳細な取組内容

- 大規模水害が区民生活に与える影響をホームページやハザードマップ、SNS等を活用し、区民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- 区は、区民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、本章第2節にて区で作成している避難指示等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について検討・整備する。あわせて具体的な避難方法や、広域避難のための区内の拠点を整理するなどしたうえで、避難方針を策定する。
- 他の自治体と事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握や、優先的な避難の実施が必要であることから、「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、避難行動

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

要支援者（要配慮者）の避難対策を強化する。

## 2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

### (1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握</li> <li>○ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保</li> <li>○ 大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近隣県との広域避難者受入れに向けた調整</li> </ul>

### (2) 詳細な取組内容

- 区は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 区民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、低地帯や堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について区民への周知・啓発に努める。
- 河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

## 3 広域避難時の避難誘導

### (1) 対策内容と役割分担

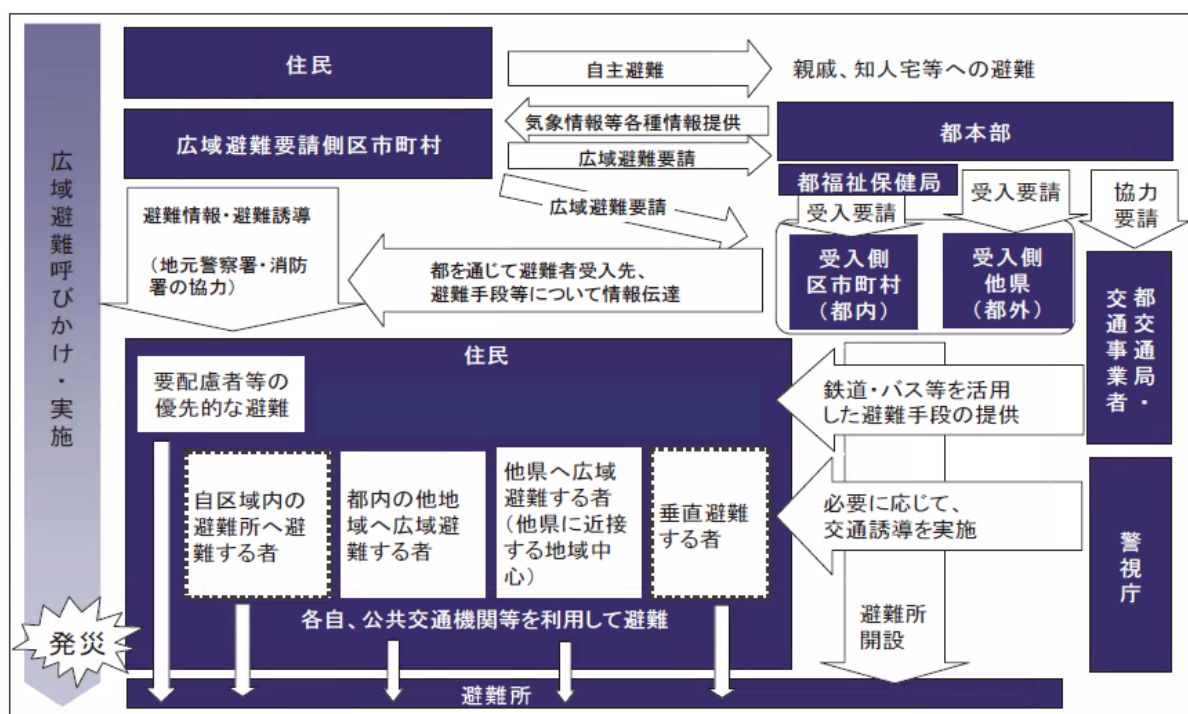
機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都本部もしくは他区市町村へ広域避難要請</li> <li>○ 高齢者等避難・避難指示等の発令</li> <li>○ 段階的に避難させる区民の抽出、呼び掛け</li> <li>○ 警視庁や東京消防庁の協力を得て、区民を他地域へ避難誘導</li> <li>○ 必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区による住民の避難誘導に対する協力</li> </ul>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害状況及び消防力の余力に応じて高齢者等避難、避難指示の伝達</li> </ul>
都本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難の実施における総合的な調整</li> <li>○ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整</li> <li>○ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請</li> </ul>
都福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村に対する避難者の受入れの照会・調整</li> <li>○ 避難者の避難方法を決定、避難手段の確保</li> <li>○ 区市町村による要配慮者の避難に対する協力</li> </ul>
都交通局 交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域避難に対する協力</li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

(2) 詳細な取組内容

- 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。
- 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、区内の警察署又は消防署に避難誘導の協力要請を行った後、区民へ避難に関する情報の発信を行う。
- 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 避難の実施方法としては以下のとおり。
  - ・ 要配慮者や低地等に居住する区民については優先的に避難させる。
  - ・ 水害時に使用可能な区内の避難所へ避難させる。
  - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
  - ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
  - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区外への避難が困難な区民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。
- 警視庁は、区が主体となつて行う避難誘導について、区からの協力要請に基づき、区民の避難誘導の支援を行う。警視庁は、交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

<避難誘導・イメージフロー>



4 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難指示の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。中央防災会議では、平成 27 年 10 月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成 28 年 3 月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。
- これを受けて、中央防災会議において、平成 28 年 9 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成 30 年 3 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順が示された。
- 本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成 30 年 6 月に設置した。
- 令和元年 10 月に台風第 19 号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第 19 号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第11節 自主避難対策

- 第1 以下のような洪水・浸水以外の要因による避難態勢も必要となっており、これらの場合に自主避難所の開設を検討する。
- 1 急傾斜地の崖崩れなど河川洪水以外の要因による避難（造成中の現場を含む。）
  - 2 局地的な浸水による避難
  - 3 自力避難が困難な場合等の理由による不安感からの避難（高齢者・障がい者等）
  - 4 その他軽微な被害が起こる又は起こることが予想される場合
- 第2 第1に記した自主避難に対応する避難場所として、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設を避難所として指定する。

## 第12節 帰宅困難者対策

### 区の応急活動

名 機 関	発災 被害の発生		
	初動態勢の確立期	災害即応期	復旧対応期
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報の把握、状況の監視</li> <li>○ 外出者への広報</li> <li>○ 事業所及び施設へ、従業員及び施設利用者等の早期帰宅の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導</li> <li>○ 水・食糧等の調達・提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代替輸送手段への誘導</li> <li>○ 徒歩帰宅者の支援</li> </ul>

- 一時滞在施設は、避難指示等が発令されるなど大きな被害が予想される場合において、一時滞在施設開設の要請、又はニーズがあった際に開設する。
- 一時滞在施設の開設場所については、地震時に指定されている12施設をベースに、適当と思われる区施設を指定し開設する。
- 運営については、区職員を配置し、食事、トイレ、毛布、災害情報等の提供をする。
- 事業所及び施設の管理者は事前に風水害時における対処方針を作成し、従業員及び施設利用者等に気象情報や交通機関の運行状況等の情報を提供し、早期に帰宅させる等、帰宅困難者を発生させないよう努める。発災時における対応として、避難計画を事前に作成する。
- 鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。
- 復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は第4部第6章第7節に準じて対応するものとする。

第1部

## 第8章 物流・備蓄・輸送対策

---

第2部

第4部第7章を準用する。

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

## 第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報の収集			○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都水道局	○気象情報の収集			○被害状況把握	○応急復旧作業
電気・ガス・通信	○情報収集		○警戒体制の構築 ○浸水防止対策	○災害情報把握 ○対策本部の設置	○点検活動実施 ○緊急措置の検討・実施 ○広報活動実施

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第1節 水道施設（都水道局 北部支所、板橋営業所）

### 第1 活動態勢

#### 1 活動方針

##### (1) 給水対策本部の設置

- 災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

##### (2) 情報連絡活動

- 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。
- 被害状況等の情報収集は、水運用専用電話、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。
- 水運用専用電話、一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。
  - ア 水道局業務用無線
  - イ 衛星携帯電話
  - ウ 東京都防災行政無線

##### (3) 応急対策活動

- 貯水、取水、導水、浄水施設、給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- 水道工事現場の点検を行い、被害状況の把握をする。
- 水管橋や添架管に河川の増水や暴風等で被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。
- 地滑り等により管路被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。
- 首都中枢機関等の重要施設への供給に影響がでた場合、速やかに供給ルート確保を実施する。
- 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

##### (4) 復旧活動

- 取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。
- 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階



的に復旧作業を進める。

(5) 応急給水活動

- 建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

(6) 広報活動

- 都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

第2 応急対策

施設	内容
取水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰<sup>せき</sup>の操作を行う。</li> <li>○ 洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。</li> <li>○ じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。</li> </ul>
貯水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。</li> <li>○ 原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。</li> </ul>
導水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。</li> </ul>
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。</li> <li>○ 沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。</li> </ul>
送水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。</li> </ul>
配水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更、配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。</li> <li>○ 配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。</li> <li>○ 首都中枢機関等の重要施設への供給に影響が出た場合、速やかに供給ルート確保を実施する。</li> </ul>

第3 復旧対策

1 取水・導水施設の復旧活動

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

2 浄水施設の復旧活動

- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

### 3 管路の復旧活動

- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度、被害箇所的重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。  
なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 給水装置の復旧は、第一止水栓上流部について、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。配水小管に被害が無く、第一止水栓以降に多量の漏水があり、第三者に被害その他の影響を及ぼすおそれがある場合は、申込みの有無にかかわらず第一止水栓により止水（閉栓）する。ただし、第一止水栓が不明等で止水（閉栓）できない場合は、直ちに修繕により止水する。
- メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事業者に依頼するよう説明する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。  
なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第2節 下水道施設（都下水道局 西部第二下水道事務所）

- 災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急復旧を行う。

### 第1 災害時の活動態勢

- 管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設部門の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧を実施する。
- 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

### 第2 応急対策

#### 1 災害復旧用資器材の整備

- 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の提供について協力を求める。

#### 2 管きよ

- 速やかに復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。
- 管きよの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、また、高潮の影響が出ないように迅速に応急措置を講ずる。
- 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。
- 可搬式の排水ポンプ(電動)、土工器材、作業用具及び夜間照明(発電機等)の資機材を整備するとともに、その員数について常に把握し準備する。
- 資材、労力の運搬等に要する自動車は、その必要台数の確保に努める。

#### 3 水再生センター・ポンプ所

- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
- 停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、優先供給を受ける。
- 建物その他の施設には、高潮、洪水、その他風水害に備え、特に防護の必要のあるものに対

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

第1部

しては、所要の資機材を備蓄する。

第2部

### 第3 下水道施設の復旧計画

---

第3部

- 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

＜管きよ等＞

第4部

- 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

＜水再生センター・ポンプ所＞

第5部

- 水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

第6部

- 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

第7部

## 第3節 電気施設（東京電力グループ）

### 第1 活動態勢

#### 1 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。
- 東京電力非常災害対策本部は、本社に設置する。非常災害対策事業所本部は、総支社等に設置する。また、非常災害対策事業所支部は、第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

#### 2 要員の確保

- 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出勤を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。
- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は、他電力会社、株式会社J E R A、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等に対し、必要があれば直ちに応援を求める。

#### 3 情報連絡活動

- 被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

### 第2 応急対策

#### 1 資材の調達・輸送

##### (1) 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
  - ア 現地調達
  - イ 本(支)部相互の流用
  - ウ 他電力会社等からの融通

##### (2) 資機材の輸送

- 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

#### 2 災害時における危険予防措置

- 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### 3 災害時における応援の組織・運営

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策  
第3節 電気施設（東京電力グループ）

第1部

- 本社対策本部及び総支社対策本部は、被害が多大な被災地の総支社対策本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他エリア対策本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

第2部

4 応急工事

第3部

- 各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

第4部

5 災害時における電力の融通

- 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

第5部

6 その他

- 被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には本社対策本部長は、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第6部

第3 復旧対策

第7部

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

## 第4節 ガス施設（東京ガスグループ）

### 第1 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

### 第2 応急対策

#### 1 災害時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所等における供給操作
- エ その他、状況に応じた措置

#### 2 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

#### 3 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
  - ア 取引先やメーカー等からの調達
  - イ 防災備蓄倉庫からの出庫
  - ウ 各支部間の流用
  - エ 他ガス事業者からの融通

#### 4 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

### 第3 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第5節 通信施設

### 第1 活動態勢

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部ならびに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

### 第2 応急対策

- 非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

### 第3 復旧対策

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。



第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第10章 公共施設等の応急・復旧対策

### 第1節 公共土木施設等

#### 第1 道路・橋りょう

- 災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずる。
- 各道路管理者等は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者等は、被災道路、橋りょうについて、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

#### 1 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路パトロールの実施</li> <li>○ 被害状況の把握と公表</li> <li>○ 区道の応急・復旧対策</li> </ul>
都建設局 第四建設事務所	○ 建設事務所は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。</li> <li>○ パトロール等を兼ねた広報を実施する。</li> </ul>
関東地方整備局 東京国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。</li> <li>○ 必要に応じてヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。</li> <li>○ 巡視の結果及びモニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を行うとともに、速やかに応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能確保に努める。</li> </ul>
首都高速道路 東京西局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察が実施する交通規制に協力し、規制状況等を顧客に広報する。</li> <li>○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。</li> </ul>

#### 2 応急復旧対策

機関名	対策内容
区（区道） 都建設局（都道等） 第四建設事務所 第六建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施する。</li> <li>○ 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。</li> <li>○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。</li> <li>○ 降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保する。</li> </ul>
関東地方整備局（国道） 東京国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パトロールによる巡視結果等を基に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。</li> <li>○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。</li> </ul>
首都高速道路 東京西局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</li> <li>イ 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>○ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。</li> </ul>

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第2 河川及び内水排除施設

洪水等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

### 1 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	<p>【河川管理施設応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、水防上注意を要する箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都建設局又は関東地方整備局に報告するとともに、必要な措置を実施する。</li> </ul> <p>【内水排除施設応急対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排水施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求めるとともに区有の移動式排水ポンプにより、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。</li> <li>○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都第四建設事務所の指導の下に実施する。</li> </ul>
都建設局 第四建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</li> <li>○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。</li> <li>○ 区の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。</li> <li>○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の区への派遣を決定する。</li> <li>○ 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。</li> <li>○ 舟航河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。</li> <li>○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。</li> </ul>
都下水道局 西部第二下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。</li> <li>○ 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。</li> </ul>
関東地方整備局 荒川下流河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</li> <li>○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</li> <li>○ 都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。</li> </ul>

■参照（別冊「資料編」）

資料3.2.6 水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）

### 2 復旧対策

- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア 堤防、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで流水の疎通および船舶の航行を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
- カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

### 第3 急傾斜地崩壊防止施設

#### 1 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施</li> <li>○ 避難対策の実施</li> </ul>
都建設局 第四建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施</li> <li>○ 区による避難指示等の判断に係る情報提供の実施</li> </ul>

#### 2 業務手順

- |   |   |
|---|---|
| ■ | 区 |
|---|---|
- 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局第四建設事務所に報告する。
  - 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第5部
第6部
第7部

## 第2節 鉄道施設

### 第1 運行基準

- 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。

### 第2 災害時の応急措置

- 各鉄道事業者は、旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 各鉄道事業者は、列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

### 第3 事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

### 第4 浸水時等の対応

機関名	対策内容
都交通局 巣鴨駅務管区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行う。</li> <li>○ 地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。</li> <li>○ 通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。</li> </ul>
東武鉄道 東上業務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 線路等に浸水したときは、状況に応じて施設の点検を行うとともに、監視要員を配置する。</li> <li>○ 浸水により線路等が損壊したときは、速やかに復旧要員を招集し、復旧に努める。</li> <li>○ 災害発生に際し、送電停止の必要があるときは、当該区間の送電を停止する。</li> </ul>
東京地下鉄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖し防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。</li> </ul>

### 第5 復旧対策

- 鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

### 第3節 社会公共施設等

#### 第1 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

#### 第2 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、浸水状況の把握と消毒の必要性の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 社会福祉施設等の責任者は、利用者及び職員の安否確認を行う。
- 社会福祉施設等の責任者は、施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「要配慮者班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### 第3 学校施設

風水害時における区立小・中学校児童・生徒及び区立幼稚園幼児（以下この章において「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園（以下この章において「学校等」という。）における災害の予防、応急対策等について、万全を期す必要がある。

##### 1 応急対策

- 学校長等は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- 学校長等は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- 学校長等は、緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校長等は、学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努める。
- 区教育委員会は、学校等施設の応急修理を迅速に実施する。

##### 2 応急復旧対策

- 学校等の施設が台風等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長等及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- 学校長等は、児童生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- 区教育委員会は、被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

第6部

第7部

## 第4 文化施設・社会教育施設・集会施設

---

### 1 応急対策

- 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 区は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 風水害による被害のリスクが少ない施設は、避難者の収容や応急活動に携わる人員の活動拠点となることが見込まれる。区は対象施設を指定し、施設は応急活動に協力する。

### 2 復旧対策

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。
- 被害を受けた施設に対しては、応急危険度判定及び被害認定調査を迅速に行い、早期の利用再開に向けた対応をとる。

## 第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

### 主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区					○災害用トイレの設置 → ○し尿の収集・運搬 → ○ごみの収集・運搬・処理 → ○災害廃棄物処理 →
都下水道局					○し尿の受入れ →

### 第1節 ごみ処理

第 4 部第 12 章第 1 節ごみ処理を準用する。

### 第2節 トイレの確保及びし尿処理

第 4 部第 12 章第 2 節トイレの確保及びし尿処理を準用する。

第 1 部
第 2 部
第 3 部
第 4 部
第 5 部
第 6 部
第 7 部

### 第3節 障害物の除去

#### 第1 住居関係障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、原則として各土地・住家所有者が行うものである。しかし、災害救助法が適用された場合は同法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。その際の各機関の役割は下記のとおりである。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用前は、区が除去の必要を認めたものを対象として実施する。</li> <li>○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。</li> </ul>
都本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。</li> <li>○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。</li> <li>○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。</li> </ul>

#### 第2 道路関係障害物の除去

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。</li> </ul>
都建設局 都港湾局 各支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。</li> <li>○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。</li> </ul>
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。</li> </ul>
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。</li> </ul>
関東地方整備局 東京国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管轄する道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。</li> </ul>

#### 第3 河川・港湾関係障害物の除去

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区有公共土木施設が被害を受ける恐れがあるときは、水害を警戒、防御する。</li> <li>○ 被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。</li> <li>○ 区は、下記の関係機関の取り組みに協力する。</li> </ul>
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。</li> <li>○ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。</li> </ul>



## 第4節 災害廃棄物処理

第 4 部第 12 章第 3 節災害廃棄物処理を準用する。

第 1 部

第 2 部

第 3 部

第 4 部

第 5 部

第 6 部

第 7 部

第 1 部

## 第12章 応急生活対策

---

第 2 部

第 4 部第 14 章を準用する。

第 3 部

第 4 部

第 5 部

第 6 部

第 7 部

---

## 第13章 災害救助法の適用

---

第 4 部第 15 章を準用する。

第 1 部

第 2 部

第 3 部

第 4 部

第 5 部

第 6 部

第 7 部

第 1 部

## 第14章 激甚災害の指定

---

第 2 部

第 4 部第 16 章を準用する。

第 3 部

第 4 部

第 5 部

第 6 部

第 7 部